

高知県立高知城歴史博物館
年 報
第9号

令和6年度

目 次

はじめに	3
第1章 高知城歴史博物館について	
1 沿革	4
2 高知城歴史博物館の使命	4
3 管理と運営	5
(1) 施設概要	5
(2) 運営協議会	8
(3) 組織と職員	9
(4) 利用案内	10
(5) 観覧者数	10
(6) 貸会場	10
第2章 高知城歴史博物館事業	
1 収集保存	11
(1) 山内家資料	11
(2) 収集資料 <資料の寄贈・寄託>	12
(3) 保存・管理	12
2 調査研究	13
(1) 調査	13
(2) 研究	13
3 公開	14
(1) 閲覧室	14
(2) 資料等貸出・公開	14
4 展示	15
(1) 総合展示	15
(2) 企画展	15
(3) ハンズオン・体験コーナー	21
(4) 展示解説	22
5 教育普及	22
(1) 生涯学習	22
(2) 学校教育との連携	26
6 地域連携	30
(1) 地域活動への協力	30
(2) 地域資料の調査	30
(3) 地域研究	31
(4) 地域歴史文化の紹介	32
(5) 高知市中心市街地との連携・協力	35
(6) 高知県歴史文化情報の発信・紹介	36
(7) 地域連携事業の普及・広報	36
7 市町村文化施設連携	36
(1) 市町村文化施設の諸活動に対する支援・協力	36
(2) 市町村文化施設で活用できる専門情報の集約・提供	37
(3) 資料情報の共有化と公開	37
(4) 地域の文化施設活動に関わる人材の育成	37
(5) こうちミュージアムネットワークの事務局担当	38

8 広報	38
(1) 広報	38
(2) 宣伝・広告	40
(3) 誘客の取組	40
(4) 広報イベントの開催	40
9 文化施設連携	45
(1) こうちミュージアムネットワーク	45
(2) 土佐藩・土居関係機関連携協議会	45
(3) 高知お城下文化施設の会	45
第3章 土佐山内記念財団について	
1 管理と運営	47
(1) 理事会・評議員会	47
2 財団自主事業	47
(1) 土佐藩主山内家墓所管理事業	47
(2) 山内基金	47
(3) 地域の課題解決支援事業	48
(4) 国分寺古文書調査事業	48
(5) 定福寺所蔵古文書資料調査事業	48
資料 1 高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例	49
資料 2 高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例施行規則	54

はじめに

高知県では県立文化施設の運営に、指定管理者制度を導入しています。当館を例にとれば、建造物としての「県立高知城歴史博物館」は高知県が建設し、山内家資料を始めとする県有の歴史資料を収蔵、それら資料の保存対策、調査研究、展示や情報発信、更に受付や施設管理などの業務一切は、高知県から指定された「公益財団法人土佐山内記念財団」が、指定管理者として運営していくという仕組みです。これは、平成15年（2003）の地方自治法改正を契機として、全ての公の施設は、直営か指定管理者制度のいずれかを選択して運営されることとなり、高知県では後者を導入したことによるものです。

当館では指定管理第Ⅱ期が今年度で終了、第Ⅲ期計画の策定に取り掛かっていますが、その際、不可欠とすべき活動の柱は二つあると、私は考えています。

先ず一つは、「学問」を基礎にした活動で、これは従来から博物館が最も大切にしてきたものです。当館では、歴史学、美術史学、保存科学を始めとした、多種多様な学問を根底に、学際的活動を可能とするための職員を配置しています。法や制度が如何に改変されようとも、博物館が、学問・科学の発想と方法を捨てることはありません。

もう一つは「公共への還元」です。公が設置する施設は、国民・県民のものであり、博物館の機能と活動は、必ずやそこに還元される必要がある、公立博物館が目指すべき活動の最終目的地はここでなくてはならないと考えています。当館では、資料学芸課・教育普及課という博物館の基本2課に加え、総務企画課の中に地域企画室を設置、中山間地域を始めとする地域が抱える課題解決を博物館として支援する体制を整えていました。近年では、博物館法の改正で明記された、情報のデジタル化や文化振興への巾広い寄与についても専門職員を配置し、地域との連携活動の拡充を検討し始めました。

ところで、当館は、これまでBCS賞、照明普及賞、日本漆喰協会作品賞など、数々の建築賞を受賞していますが、この度「第19回公共建築賞」をいただきました。この賞は、国の機関、地方公共団体又は政府関係若しくはこれに準ずる機関が施工した建築物及びその他公共性の高い建築物で、竣工後3年以上を経過したものが対象で、建築として企画・設計・施工が優れていること以外に、地域社会への貢献が著しく、文化性が高いこと、施設管理、保全が良好に行われていること、これら3点が評価基準になっています。授賞式では「通常の博物館のように展示、収蔵を行うだけではなく、高知の他地域の文化財の修復、研修まで行っていること、追手筋に面した舞台にて、市民による演奏会が企画されるなど、街中の文化発信基地としても機能していることなど、公共建築として評価すべき点が多岐にわたっている。そしてこれら評価すべき点の多さは、施設の竣工をもって、終わるのではなく、施設竣工を起点に、施設をどう活かすのかを、日々模索し実践を重ねる施設管理、運営の地道な努力によってもたらされている。このように、高知城とコラボする景観形成、伝統建築技術の競演と、資料展示と収蔵を超えた試み、文化発信基地としての役割など、数多くの評価すべき点を備えた価値ある施設だと言える。」との講評をいただきました。私たちにとって、社会貢献と文化性の両面が評価されたことは、格別の意味を持つものでありました。ただ、これも一朝一夕で実現できたものではなく、職員の不断の蓄積と、活動を受け入れ支持してくださった県民の皆さんあってのものであり、今後も模索は継続していきます。人々の営々たる暮らしの軌跡を振り返り、今に活かす歴史博物館の活動は、じっくりと腰を据えての、継続的取り組みが不可欠であります。我々職員も今改めて、自らの使命を十分に自覚することが、重要だと考えています。

ここに、令和6年度の活動報告をお届けします。忌憚なきご意見やご批判をよろしくお願い申し上げます。

令和7（2025）年夏

高知県立高知城歴史博物館

館長 渡部 淳

第1章 高知城歴史博物館について

1 沿革

高知城歴史博物館の基幹資料は、土佐藩主山内家資料であることに鑑み、同資料の山内家から高知県への移管作業開始からを沿革として記す。

平成6年12月9日	山内家資料の保存に関する基本方針を山内家と高知県で合意
平成7年4月26日	高知法務局へ（財）土佐山内家宝物資料館設立の登記手続終了
平成7年4月28日	高知県教育委員会から（財）土佐山内家宝物資料館設立許可 出捐者及び出捐金 高知県 7千万円 高知市 3千万円 役 員 理 事 7名 監 事 2名 評議員 10名 財団職員 4名
平成7年4月28日	山内家から高知県へ資料の寄託を受ける 寄託資料内容：『土佐藩主山内家歴史資料目録』（高知県教育委員会、平成3年発刊）分 寄託開始：平成7年5月1日
平成7年5月1日	山内神社と資料館の使用貸借契約の締結
平成7年5月1日	高知県から財団へ資料の管理を依頼される。同日開館
平成8年4月1日	松山尅太郎に代わり筒井作郎が館長代行に就任
平成9年4月1日	山田一郎が館長に就任
平成13年4月1日	山本卓に代わり山田一郎が理事長に就任
平成16年7月23日	山内家から高知県へ資料の移管完了
平成17年4月1日	山田一郎に代わり橋井昭六が理事長に就任
平成17年4月1日	山田一郎に代わり渡部淳が館長に就任
平成17年4月2日	（財）土佐山内家宝物資料館設立十周年を記念し、式典を開催
平成22年1月26日	展示室改修のため、休館（平成22年9月30日まで）
平成22年4月23日	（財）土佐山内家宝物資料館設立十五周年を記念し、式典を開催 公益財団法人へ移行
平成24年4月1日	高知県立高知城歴史博物館への
平成27年3月31日	

資料移動・展示準備のため、土佐山内家宝物資料館での展示終了
高知県立高知城歴史博物館が竣工する

平成28年3月31日
平成28年5月9日
平成28年10月3日

旧土佐山内家宝物資料館から高知県立高知城歴史博物館へ山内家資料約6万7千点を含む、全収蔵資料の移送作業がはじまる（～同年、12月2日まで）

平成29年3月3日
令和元年6月28日
令和3年6月29日

2 高知城歴史博物館の使命

1. 山内家資料や地域の歴史資料の保存・継承

大名家資料群である山内家資料の分野は「古文書」「美術工芸」「和書漢籍」「古写真」などに及び、いずれも日本有数の質と量を誇り、学術的、文化的に高い価値を有しています。このような貴重な山内家資料を、国民共有の文化遺産として、確実に後世に継承していきます。

2. 近世・近代史研究の拠点として学術研究を推進

山内家資料は一括した形で収集・保管されている全国的にも稀な事例であり、今後の調査によって新たな歴史的発見につながることが期待されています。山内家資料や高知の歴史・文化資料の調査研究を積極的に推進し、大学などの研究機関との連携によって、全国的な学術史研究の拠点の一つとしての役割を果たします。

3. 展示公開などによる全国発信

山内家資料の魅力を伝える常設展示や企画展示・全国巡回展の開催などによって、高知の歴史や文化への理解を深めます。また、学術研究の結果を、研究紀要や資料目録、展示会図録の発刊、学術会議の開催などをとおして広く県内外に向け発信します。

4. 生涯学習や学校教育の活性化への協力

講座や講演会などの開催によって調査研究の結果を生涯学習に活かし、山内家資料を学習教材に活用することなどにより学校教育とも連携を深めます。

5. 歴史や文化を活用した地域振興・観光振興への寄与

学術研究や文化活動の活性化に努め、県内の文化施設や地域と柔軟に連携し、地域独自の歴史や文化を活かした

イベントなどの企画に協力することで、まちづくりなど地域振興や観光振興に寄与します。

※「高知県新資料館基本構想」より

3 管理と運営

(1) 施設概要

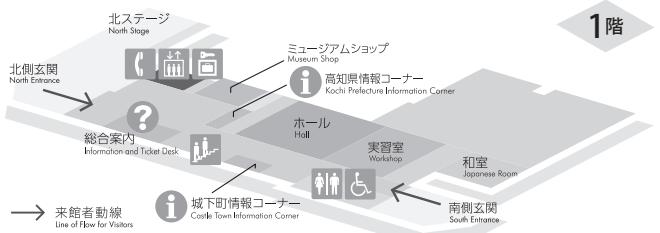
館名	高知県立高知城歴史博物館
設置者	高知県
指定管理者	(公財) 土佐山内記念財団
開館	平成29年3月3日
所在地	〒780-0842 高知県高知市追手筋2-7-5 Tel : 088-871-1600 Fax : 088-871-1619
主体構造	鉄筋コンクリート造+鉄筋コンクリート造+PCaPC造+一部鉄骨造(中間層免震)
階数	地上3階(建物高20.3m)
設計	日本設計・若竹まちづくり研究所共同企業体 日本設計担当／建築：松尾和生、鈴木智香子 構造：清水謙一
展示	設備：生島宏之、中西剛行 丹青社・高知広告センター資料館実施設計 (展示) 委託業務共同企業体 担当／入江泰照、西山健一、奈良涉太郎、 川畑祐一郎
施工	建築主体工事 清水・轟・入交特定建設工事共同企業体 担当／小曾昌一、重田忍、礒部裕行、野口誠、伊賀原賢一、渡部祐也、井澤栄司 電気設備工事 大東・四設特定建設工事共同企業体 担当／竹村公児、福井康二 空調設備工事 富士古河E&C・宮崎造工特定建設工事共同企業体 担当／西濱進介、西川良浩 衛生設備工事 昭栄設備工業株式会社 担当／森文男 荷物用・乗用EV設備工事 日本エレベーター製造株式会社
展示工事	株式会社丹青社
敷地面積	3983.34m ²
建築面積	2548.81m ²
延床面積	6220.56m ² (ピロティ等含む)
容積対象	5689.99m ²
延床面積	1階1641.96m ² 2階2159.04m ² (収蔵庫999.47m ²) 3階1888.99m ² (展示室777.56m ²)
設計期間	建築主体 平成23年3月～平成24年8月 展示 平成24年2月～平成25年3月
施工期間	建築主体 平成26年2月～平成29年4月 展示 平成28年2月～平成29年1月

外観



1階

総合案内と情報コーナー、ミュージアムショップ、様々な講座や体験教室、催しなどを開催するためのホールなどがある



総合案内

展示室（3階）の観覧券販売所。館内利用案内



高知県情報コーナー
高知の文化・観光情報を提供



城下町情報コーナー
城下町としてさかえた高知市中心部の歴史や史跡などを紹介



ホール
各種講座やイベントを開催



実習室
工作教室や料理教室などを行う



和室
お茶会や文化体験、季節の催しなどを行う。庭も併設



ミュージアムショップ
オリジナルグッズ、高知県産品のお土産などを販売している

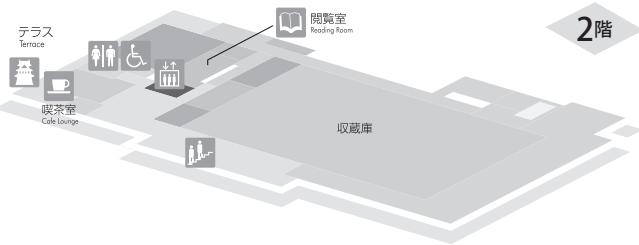


北ステージ
土佐藩時代の大腰掛けをモチーフとした休憩所兼舞台



2階

高知城を眺めながら休憩できる喫茶室、収蔵資料などを閲覧できる閲覧室、資料を安全かつ適切に保管する収蔵庫



収蔵庫

資料を安全かつ適切な環境で保管する



閲覧室

歴史資料（原本・写真帳）の閲覧や参考書の利用ができる研究支援スペース



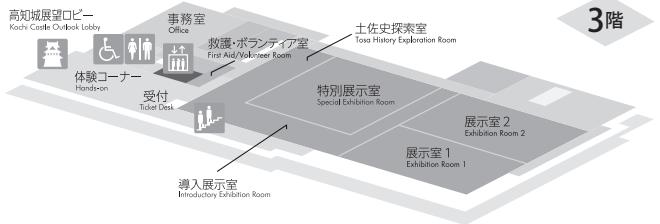
喫茶室

高知城を眺めながら休憩できる喫茶。土佐の食材をいかした軽食や飲みものなどを提供



3階

展示室および、体験コーナーと高知城を一望できる展望ロビー



高知城展望ロビー

高知城と追手門を一望できる展望スペース



体験コーナー

体験用の兜や陣羽織などを身につけられるほか、季節や展示にあわせた様々な体験ができる



導入展示室

土佐の大年表と土佐国の大絵地図にかこまれた展示室への入口



総合展示室Ⅰ～土佐藩の歴史～

戦国から江戸時代を中心とした高知の歴史を紹介



総合展示室Ⅱ～江戸時代の美術と文化～

甲冑や刀剣、能面、茶道具などの大名道具、土佐の学者や文人の著作・書画を展示



特別展示室

年間を通して、季節やテーマごとに多彩な企画展を開催する



土佐史探索室

高知城や高知の歴史を紹介する映像コーナー



(2) 運営協議会

運営協議会は平成11年に発足し、館の運営に必要な具体的な事項を協議している。

●運営委員 6名（令和7年3月31日現在）

木下くみ子	高知SGG善意通訳クラブ顧問
清原 泰治	周南公立大学人間健康科学部スポーツ健康科学科教授
谷 智子	高知市教育委員
根津 寿夫	徳島市立徳島城博物館長
松井 久美	高知新聞社経営企画部長
望月 良親	高知大学教育学部准教授

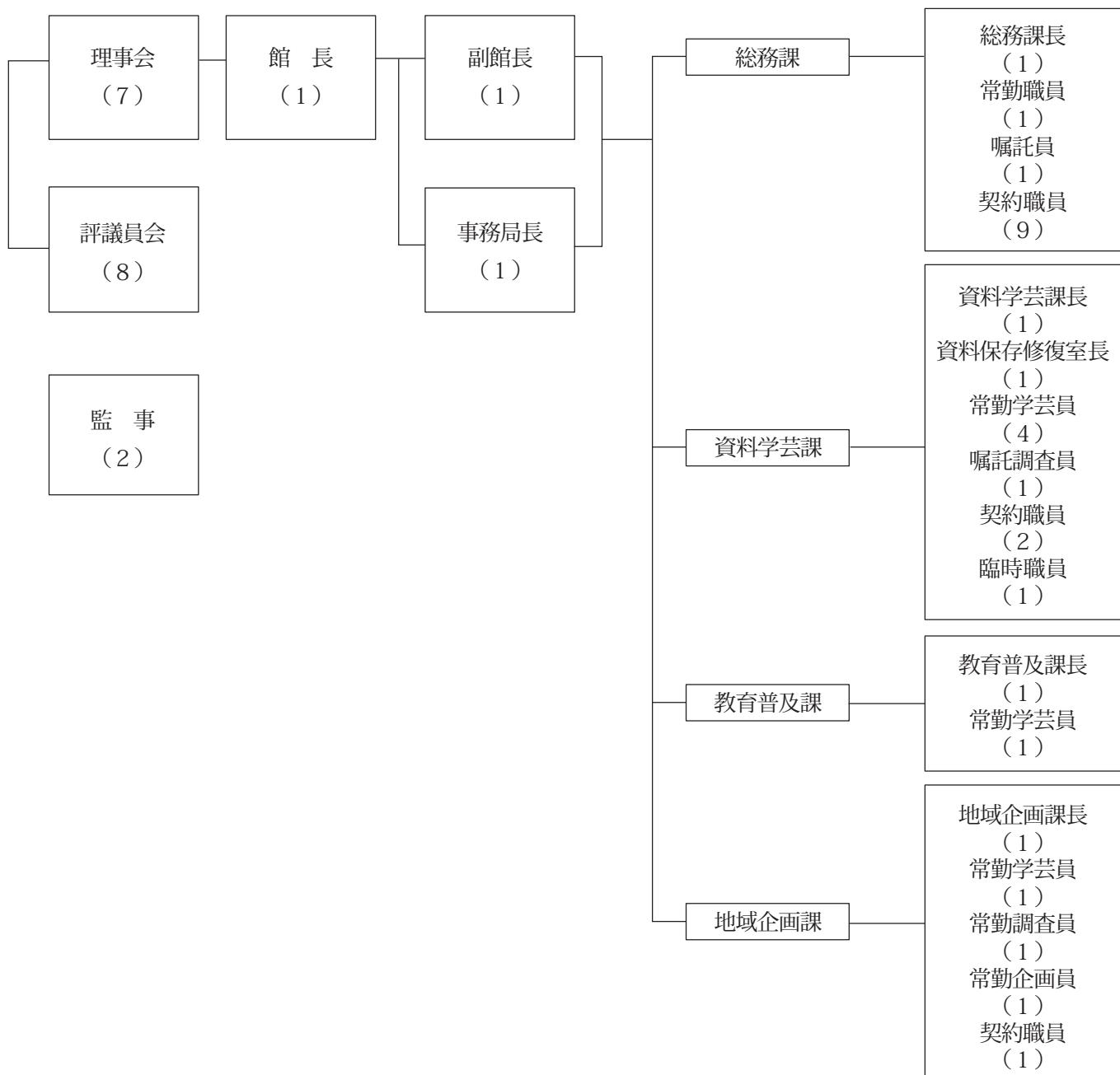
〈運営協議会〉

・令和7年3月11日（火）午前10時～正午

場所：高知県立高知城歴史博物館1階 ホール

議題1 館運営の現状と課題について

(3) 組織と職員



館長兼地域企画課長	渡部 淳	
次長	東 好男	～ R 6. 6.30
次長	松尾 晋次	R 6. 7. 1～ 12.31
副館長兼教育普及課長	横山 和弘	
事務局長兼総務課長	秋澤 真喜	
主幹	大保 和巳	
嘱託員	中城 沙規	
契約職員	榎本たくみ	
契約職員	橋口 美樹	
契約職員	山崎 朝子	
契約職員	戸田 景子	
契約職員	筒井野理子	
契約職員	永澤 美蘭	
契約職員	山崎まどか	R 6. 4. 1～
契約職員	十亀あゆみ	R 6. 4. 1～
契約職員	細川 知美	R 6. 7. 1～

資料学芸課長	藤田 雅子	
資料保存修復室長	田井東浩平	
主任学芸員	尾本 師子	
学芸員	高木 翔太	
学芸員	水松 啓太	
学芸員	丸塚花奈子	
嘱託調査員	綾部 美輪	～ R 6. 4. 1～
契約職員	岩根令以子	～ R 7. 3.31
契約職員	多田 知世	R 6. 4. 1～
主任学芸員	中屋 真理	
契約職員	津守 玲	～ R 6. 9.30
主任学芸員	片岡 刚	
主任調査員	岡本 麻衣	
主任企画員	筒井 聰史	
嘱託員	黒石 哲夫	～ R 6.12.31
契約職員	島巻 和加	
臨時職員		1名

(4) 利用案内

①開館時間

午前9時～午後6時（日曜日は午前8時～午後6時）

※展示室への入室は閉館の30分前まで

②休館日

12月26日～12月31日

③観覧料

●企画展開催期間中

個人 700円

団体（20名以上） 560円

●その他の期間

個人 500円

団体（20名以上） 400円

●年間観覧券

2,000円

●高知城とのセット券

当館企画展開催期間中

個人 900円

その他の期間

個人 740円

・高校生以下の方は無料

・高知県・高知市長寿手帳をお持ちの方は無料

・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、被爆者健康手帳所持者と介護者1名は無料

(5) 観覧者数

月	一般	団体	セット券	高校生及び 18歳未満の者	長寿手帳	優待	年間観覧券	計	開館日数
4	744	2,169	1,453	441	254	357	7	5,425	30
5	768	1,144	1,624	459	206	479	4	4,684	31
6	555	674	1,068	482	134	310	8	3,231	30
7	763	925	1,196	610	207	560	6	4,267	31
8	917	1,001	1,544	1,286	191	904	2	5,845	29
9	643	1,053	1,467	401	168	350	11	4,093	30
10	717	1,185	1,678	603	253	434	6	4,876	31
11	702	915	1,741	469	204	478	7	4,516	30
12	285	387	971	240	159	253	7	2,302	25
1	490	595	1,215	309	258	476	7	3,350	31
2	412	588	1,355	467	231	338	7	3,398	28
3	736	1,427	2,237	674	348	3,083	7	8,512	31
合計	7,732	12,063	17,549	6,441	2,613	8,022	79	54,499	357

※1階、2階の無料フロアを含めた入館者数…147,425人

(6) 貸会場

貸会場	利用者（人）	料金（千円）	利用件数
ホール	3,146	604	59
実習室	269	134	24
和室	147	78	24
北ステージ	2,959	35	16

第2章 高知城歴史博物館事業

1 収集保存

高知城歴史博物館における主たる諸事業の目的は、旧土佐藩主山内家に伝來した山内家資料をはじめ、近世から近代までに至る高知の歴史文化に関する資料等の保存と活用である。当館の基幹資料である山内家資料は、平成6年に山内家と高知県の合意によって移管がはじまり、現在では約6万7千点の資料全てが高知県の所有となっている。

当館では、これらの貴重な資料を後世に伝えるため、保存活動を最も重視する事業に位置づけ、効果的な保存対策に取り組んでいる。具体的には、保存環境の維持、定期点検、劣化防止策の検討、資料修理の実施などである。平成28年度からは、新館の完成により、高度な収蔵・展示環境のもとで資料の保存が可能になった。

また資料収集においては、山内家資料に限らず、高知県の歴史資料の保存を目的に、収集規定等にもとづいて他家からの寄贈・寄託を受け入れ、必要に応じて購入を行っている。

(1) 山内家資料

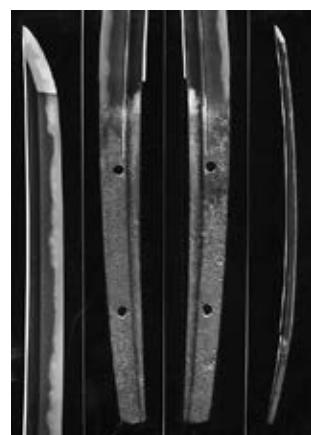
区分	資料群名	点数
山内家資料 (歴史資料)	古文書	30,140
	和書漢籍（山内文庫）	19,960
	図書	1,834
	古写真	10,014
山内家資料 (美術工芸)	書跡	1,340
	絵画	542
	武器武具	1,044
	漆芸品	489
	茶道具	321
	染織品	219
	能面	149
	金属器	72
	陶磁器	53
	諸道具	573
	その他	81
	合計	66,831
	歴史資料	61,948
	美術工芸	4,883



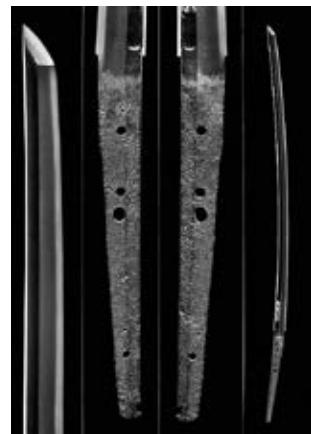
国宝「古今和歌集巻第廿（高野切本）」



重要文化財「長宗我部地検帳」



重要文化財「太刀 銘 備前国長船兼光 文和四年乙未十二月日（号一国兼光）」



重要文化財「太刀 銘 備前国長船兼光 建武三年丙子十二月日（号今村兼光）」

(2) 収集資料 <資料の寄贈・寄託>

資料群名	受入年度	受入形態	種別	主な内容	件数
沖家資料	令和6年度	寄贈	刀剣・古文書	土佐清水市の沖家に伝來した刀剣および戊辰戦争関連資料。刀銘 肥前国河内守藤原正廣、奥羽征討御褒詞略記	2
小笠原氏寄贈資料	令和6年度	寄贈	漆器	高知市廿代町（旧錦川町一丁目）の小笠原塗料店に伝來した高知特産の漆器古代塗作品	11
橋本氏寄贈資料	令和6年度	寄贈	書跡	土方久元筆七言絶句	1
藤本氏寄贈資料	令和6年度	寄贈	古文書	寺田剛正宛山内容堂書状	1
安岡家資料	令和6年度	寄贈	漆器他	安芸郡奈半利の郷土安岡家に伝來した資料群。諫鼓鶴蒔絵螺鈿硯箱など	2
生方家資料	令和6年度	寄贈	古文書	吾川郡弘岡で水利管理を担っていた生方家に伝來した資料群。歴代当主の年譜など	10
八木家資料	令和6年度	寄贈	古文書	八木正禮の家に伝來した資料群。16代藩主山内豊範の書等の山内家関係資料のほか、谷干城などの書簡を含む	32
高橋家資料	令和6年度	寄贈	古写真	戊辰戦争の際に撮影された土佐藩士高橋兵助（重明）の肖像写真	1
谷川家資料	令和6年度	寄贈	古文書	麻布山内家臣谷川家に伝來した資料群。年譜・武芸伝書のほか、戊辰戦争関係や土族への復籍願など	21
伴氏寄贈資料	令和6年度	寄贈	武具	梨子地牡丹蒔絵鞍	1
長宗我部家資料	令和6年度	寄贈	古文書他	長宗我部元親の末裔に伝來した資料群。江戸期の島家に関する古文書のほか、長宗我部元親の贈位記や贈位策命文、位階辞令など（※寄託から寄贈へ変更）	18
森下氏寄贈資料	令和6年度	寄贈	古文書	9代藩主山内豊雍書状、京都藩邸売却関係資料、幕末土佐の海防関係資料など	524
山本氏寄贈資料	令和6年度	寄贈	歴史資料	佐川札（八錢一匁）	2
高知県立高知工業高等学校資料	令和6年度	寄託	書跡	「工業富國基」竹内綱筆、「工者経済之基」吉田茂筆など	4
角田家資料	令和6年度	寄託	書跡	15代藩主山内容堂次女八重子の書幅、壬生水石・徳弘董斎・月暎ら土佐文人による色紙貼交衝立	2
要法寺資料	令和6年度	寄託	絵画・書跡	日蓮宗の古刹要法寺に伝來の資料群。日蓮聖人曼荼羅本尊一幅、紙本着色山内康豊画像一幅など高知県保護有形文化財を含む	4

令和6年度収蔵資料 総数73,261点（件）（内訳：山内家資料66,831点、寄贈・寄託を含む他家資料6,430点（件））

(3) 保存・管理

① 資料の保存環境管理

■ 湿温度管理

収蔵資料の保存を目的に高い精度の温度・湿度環境を維持するため、当館では、収蔵庫・展示室は24時間空調とし、中央監視盤にて監視を行っている。また展示ケースは、エアタイトケースを採用し、調湿剤による湿度管理を行っている。年間を通じて各箇所に温湿度記録計（データロガー）を設置し、日々温湿度の計測を行うとともに、データの分析に基づいて適宜改善を行った。

■ 空気環境管理

収蔵庫・展示室の清浄な空気環境を維持するため、当館では、空調設備に化学吸着フィルターを設置し、外気、及び循環気に含まれる有害ガスを除去している。また定期的に汚染化学物質の測定を行い、監視を行った。

■ 生物被害管理

収蔵庫、及び1階一時保管庫、燻蒸虫菌害処置室内を対象とし文化財害虫の死滅、カビの防除を

目的に忌避処理剤による殺虫・防菌作業を5月に計1回実施した。使用薬剤は、シフェノトリン製剤（ブンガノン）とI P B C 製剤（ライセント）を用いた。また調査などのため、新たに搬入した他家資料については、二酸化炭素処理または低酸素濃度処理（無酸素パックモルデナイベ）にて適宜殺虫作業を行った。その他、収蔵庫・展示室などに定期的にトラップを設置し、害虫の生息、及び侵入状況の調査を行った。

② 資料の保存修理

■ 資料の修理

資料の劣化の進行速度、研究や展示における利活用の頻度などを総合的に判断した上で、緊急を有する資料に対しては、修理を継続的に行ってい る。令和6年度は、第二期中期計画（令和3年度～令和7年度）に基づいて美術工芸品8件を選定し、修理を実施した。

〈令和6年度修理資料一覧〉

	資料名	(管理番号)
1	絹本着色「神功皇后・武内宿禰図」一幅	絵画121

2	絹本墨書き額字「藤並大明神」三枚	書蹟37
3	茶糸素懸威二枚胴具足	武器武具/甲冑 具足11
4	能面「黒色尉」	能・狂言面5
5	能面「小尉」	能・狂言面8
6	能面「小尉」	能・狂言面9
7	能面「朝倉尉」	能・狂言面12
8	能面「三光尉」	能・狂言面18

③ 資料保存修理室の運用

「資料保存修理室」は、当館収蔵資料の保存環境に関する分析・研究、及び簡易修理の実務を担うだけでなく、民間、公的機関を問わず高知県内の資料を対象に保存と修理の相談、支援、及び協力をを行う拠点としての役割を担っている。

令和6年度は、昨年度に引き続き「歴史資料保存相談窓口」を開設したほか、収蔵庫、及び展示室の環境調査、新規受入資料のクリーニングと寄贈資料、及び山内家資料等の展示・調査促進を図るため、職員による簡易修理を適宜行った。

■ 歴史資料保存相談窓口

「歴史資料保存相談窓口」は、県内の歴史資料の散逸・消滅を防止することを目的に、個人や団体が所蔵する歴史資料の保存方法や取り扱い方についての相談に答える窓口である。具体的には、資料の現地保存の原則に則り、できるだけ所蔵者自身によって歴史資料等の保存・管理ができるように、保存環境の整備や劣化の予防法等を具体的に紹介、やむを得ない場合は資料の寄贈・寄託をうけることを基本方針としている。

令和6年度は、県内市町村の博物館を中心に施設の保存環境、修理等の助言・協力要請を含め、計10件の相談があった。

◆相談の対象となる資料

県内に伝わる美術工芸品・古文書・書籍のほか、個人の写真・日記・手紙・コレクションなど

◆相談日・時間及び相談方法

午前9時～午後5時（休館日を除く）とし、電話による相談と直接当館に来られた方に対応

■ 歴史資料保存講習会

家庭や地域における資料に対する保護意識の喚起と資料の取り扱い方・保存の技術を紹介する講習会。古文書や書籍、美術工芸品を中心に保存と取り扱いに関する基礎知識の解説を実演をまじえて行った。令和6年度は、当館と宿毛市の2会場で開催した。

	開催日	会場等	参加者数
1回目 (地域会場)	11月9日(土)	宿毛文教センター (共催:宿毛市立宿毛歴史館)	21
2回目	1月18日(土)	高知城歴史博物館 1階 ホール	13

時 間：1回目 午後1時30分～3時

2回目 午前10時～11時30分

講 師：田井東浩平（当館職員）

■ 山内家資料保存修理説明会

文化財修理の考え方や理解を深めるため、修理を実施した山内家資料の修理過程と成果を説明する会。令和6年度は「山内家伝来服飾資料・陣羽織の修理」と題して令和4・5年度に修理を実施した染織品について報告した。なお、当説明会は企画展「武家の服飾～山内家伝来装束の世界～」の関連行事として実施した（P.17. 4—(2)）。

2 調査研究

調査研究活動は、公開活用に備えた収蔵資料の基礎調査、県内外に所在する高知県・土佐藩関連の歴史資料の情報収集を主な柱とし、各学芸員が専門分野に応じ分担・計画して取り組んでいる。これらの活動は、魅力的な展示の企画や県民への成果還元を実現するための礎となるものであり、収集保存と並び重視している。

令和6年度は、閲覧室や調査研究室・保存修理室を活動拠点に、以下の事業を行った。

(1) 調査

①収蔵資料調査

新たに寄贈・寄託受入をした資料の仮目録作成を進めた。また、調査により作成・追記した調査カードの情報をデータベースに入力する作業を進めた。調査の成果は、企画展および総合展示の中で公開した。

②館外資料調査

山内家・土佐藩関係資料の調査研究活動を計12回行った。

(2) 研究

研究紀要7号を刊行した。

「慶安期土佐藩の手結港開発について」・「大名華族山内豊範の日記 明治六年分」・「福島久幸氏寄贈 金泥書法研究資料について」・「山内家資料における保存修理の成果について—絵画の修理（2）—」を収録。

3 公開

学術的・文化的に高い価値を有する収蔵資料を国民・県民共有の文化遺産として活用する観点から、展示室での公開以外の手段で資料情報の公開・発信を進めることは当館における重要な使命の一つである。そこで各種メディアへの資料提供、館外への資料貸し出し対応に加え、閲覧室を拠点とした古文書原本・副本や参考図書類を研究利用に供して県内外の研究者、先祖調べなどを目的とする個人調査への協力支援を行った。

(1) 閲覧室

閲覧室では、研究目的の利用者を対象に館蔵古文書・和書漢籍類の原本および副本（写真帳等の二次資料）、公開協定を結んだ館外所蔵の土佐藩・山内家関係資料の副本を公開している。あわせて開架・閉架の参考図書を備え、学芸員・調査員らが来館者の質問に対応しながら適切な図書・資料類を紹介する、リファレンス窓口としての役割を担う。

①概要

開室時間：午前9時～午後5時

閉室日：なし（ただし、当館休館日による休室、資料保存環境維持を目的とした臨時休室日あり）

出納資料：古文書・和書漢籍類原本（特別閲覧/要事前申請）
館蔵古文書類写真帳（当日閲覧可）
他機関所蔵資料写真帳（当日閲覧可）
参考図書類（当日閲覧可）

その他サービス：『山内家史料歴代公紀』綱文検索データベースの公開
複写サービス（出納図書・写真帳対象/
セルフ式）

②利用状況

令和6年4月1日～令和7年3月31日

項目		実績
利用者数		316名
内訳	閲覧申請（館蔵資料副本・参考図書等）	97件
	閲覧申請（他館蔵資料副本）	7件
	複写申請	87件
リファレンス対応 ※電話等の閲覧室利用以外を含む		200件

(2) 資料等貸出・公開

閲覧室での対応のほか。他機関へ所蔵資料の展示貸出やマスコミ等への画像提供を行った。

①資料展示貸出

利用機関名	目的	主な資料	件数
高知市立自由民権記念館	立志創立100年記念企画展「民権自由の幕開け」	旧開成館一巻、触控（人民平均の諭告）等	6
宿毛市立宿毛歴史館	宿毛市立宿毛歴史館・高知県立高知城歴史博物館連携企画展「宿毛の土居付家老」	大夫系譜全、山内豊房肖像画、紅糸威八角笠形兜、赤楽面箱形香合等	20
宇和島市立伊達博物館	開館50周年記念特別展「城つなぐー藤堂高虎と伊達の宇和島城×天下人と四国の城郭ー」	山内一豊肖像画、山内容堂油彩肖像画、二十四間星兜鉢等	6
徳島市立徳島城博物館	特別展「松浦武四郎の遍路－北海道人、四国を旅する－」	浦戸湾風景、高幡奇覧	2
高知県立坂本龍馬記念館	特別展「3館連携企画 生誕200年 河田小龍－龍馬に世界を教えた男－」	須崎西砲台図、中濱浦万次郎写漂流始末聞書、吉田東洋肖像写真（複製品）等	4
高知県立美術館	企画展「生誕200年記念 河田小龍」	雅俗太平楽壬生水石筆、凌雲閣河田小龍筆	2
高知県立坂本龍馬記念館	企画展「天誅－土佐藩の奔走－」	武市半平太書状等	2
高知県立文学館	展覧会「いなかずまいは至極無事ぢや～漢詩文をたのしむ五山文学展～」	吸江寺山林四至図、浦戸湾風景（複製品）	2

②特別資料閲覧

研究を目的とする原物資料の閲覧希望には、資料公開規則にのっとり対応している。令和6年度は、22件の閲覧申請があった。

分類	件数
県内博物館等	2
県外博物館等	2
研究機関等	6
マスコミ	2
個人研究者	10
合計	22

③画像等貸出

分類	件数
展示関係・図録	9
テレビ	10
雑誌・新聞	3
書籍	18
広報誌・ホームページ等	7
報告書・論文等	13
その他	4
合計	64

4 展示

3階展示エリアでは、実物資料を展示する3室を中心に、映像機器やハンズオンなどを加え多様な手法で土佐藩・高知県の歴史や文化の魅力を広く紹介している。重要文化財を含む実物資料の展示公開を柱としながらも休館日なしで資料の入替を行うため、3室を順に休室していくことで資料保存との両立をはかった。

また、展示替えに対応した音声ガイド（日・英）の追加・充実、子ども向けワークシートの制作・配布等により、多言語対応や展示のバリアフリー化、低年齢層にも配慮した展示公開を進めた。

〈3階展示エリア概要〉

高知城展望ロビー：高知城の展望とハンズオン・体験展示を楽しむ交流エリア

土佐史探索室：個別モニター・大型映像によるビデオ上映（6番組）

導入展示（通史）：高知県の古代から現代を大年表と国絵図等により紹介

総合展示室Ⅰ（歴史）：土佐藩の歴史と高知城・城主山内家について学ぶ資料展示室

総合展示室Ⅱ（テーマ）：山内家伝来の大名道具と近世土佐の文化を紹介

特別展示室：季節ごとにテーマを変えた企画展を開催

（1）総合展示

総合展示室Ⅰ・Ⅱにおいて山内家資料を中心とした館蔵品を入替展示。導入展示エリアでは、年表に合せて古代・中世・近世の県内遺跡出土の埋蔵文化財を県立埋蔵文化財センター等から借用して展示した。また、ひなまつりに対応して、以下の展示を行った。

展望ロビー【昭和初期のひな飾り】

展示期間：令和7年2月20日（木）～3月6日（木）

総合展示室2における特集展示「山内家のひな人形・ひな道具」に合わせ、先年県民より寄贈されたひな飾りを展示した。

（2）企画展

【展示会名　自由民権150年記念 政社の時代～民権と反民権～】

展示期間：令和6年3月15日（金）～5月20日（月）

展示内容：

「民撰議院設立建白書・立志社創立」から150年の記念展示。高知県内の自由民権運動を、民権派と反民権派の双方の政社の活動からふり返った。

まず、「自由民権運動のはじまり」と「政社の活動」を通じて、自由民権運動の概要を確認し、そこから、高知・佐川・須崎・中村といった各地の自由民権運動期の特徴

を紹介した。政社の活動が分かる資料を展示し、各社で異なる主張や民権派と反民権派が対立した争点を示すことで、当時の人びとが何を大事にして政治活動を行っていたのかを明らかにした。

これまで注目されてこなかった反民権派を含めたことで、総合的に当時の社会をふり返ることができ、自由民権運動期の各地域の特色、地域差などが鮮明になった。

主な展示資料

- ・立志社設立趣意書（高知市立市民図書館）
- ・国会ヲ開設スル允可ヲ上願スル書（片岡家本：個人蔵／高知市立自由民権記念館保管）
- ・盃「自由萬歳」（JA高知県長岡支所）
- ・旗「山嶽俱楽部」（高知市土佐山西川地区蔵／高知市立自由民権記念館保管）
- ・南山社々則草稿（高知県立歴史民俗資料館）
- ・鈴村譲書状（四万十市郷土博物館）
- ・進修社約（須崎市教育委員会）



チラシ



展示風景

◆関連企画◆

①自由民権150年記念講演会

日 時：令和6年4月13日（土）

午後2時～3時30分

場 所：高知城歴史博物館1階 ホール

講 師：松沢裕作氏（慶應義塾大学経済学部教授）

参 加 費：無料

参加人数：73名

内 容：

「自由民権運動のなかの土佐派」と題して報告。立志社を創設した板垣退助を中心とする土佐派は、憲法制定よりも国会を先に開設するべきと判断し、自分たちで「人民の過半数」の支持を集めて国会を開いてしまおうという「私立国会論」を進めた。「私立国会」を目指した土佐派の運動は、都市知識人たち改進党系の自由民権運動とは異なる点などを説明した。

②自由民権150年記念講演会

日 時：令和6年4月28日（日）

午後2時～3時30分

場 所：高知城歴史博物館1階 ホール

講 師：公文豪氏（歴史研究者）

参 加 費：無料

参加人数：62名

内 容：

「高知の民権結社とその活動」と題して報告。高知県内各地の民権結社の活動をふり返りながら、「結社合力」が運動における重要な点であることを説明した。また、士族以外の人びと（車夫・女性など）の運動への関わり方も紹介した。

③学芸員講座

日 時：令和6年5月12日（日）

午後2時～3時30分

場 所：高知城歴史博物館1階 ホール

講 師：高木翔太（当館職員）

参 加 費：無料

参加人数：58名

内 容：

企画展の内容に沿いながら、高知県における自由民権運動の各地の状況を紹介した。特に、高知県内の結社数、結社の活動、民権派と反民権派の主義・主張の異なる点などを説明した。

④展示解説会

日 時：令和6年5月19日（日）

午前11時～正午

場 所：高知城歴史博物館3階 特別展示室

参 加 費：無料（要観覧券）

参加人数：12名

内 容：

展示の内容や展示資料の見所などについて、担当学芸員が解説した。

【展示会名 武家の服飾～山内家伝来装束の世界～】

展示期間：令和6年6月22日（土）～9月1日（日）

展示内容：

開館以来初となる服飾をテーマとした企画展。歴代藩主所用と伝わる遺品を中心に、山内家伝來の服飾資料を通して武家の装いに備わる機能と美を紹介するとともに、山内家資料の服飾史上での位置付けとその意義について解説した。

開催期間が夏休み中であることを踏まえ、子ども向けの解説やイベントを充実させた。また、小冊子および展示解説パネル、音声ガイドを全文日英併記とし、インバウンドにも対応したほか、年齢/性別・言語を問わず楽しめるワークショップやハンズオン展示を企画した。

会期中は週1回のペースでSNSへの投稿を行い、来館者以外にも広く情報発信を行った。

主な展示資料

- ・初代藩主山内一豊所用 黒羅背板地日輪文様陣羽織
- ・2代藩主山内忠義所用 白地牡丹唐草文様緞子具足下着
- ・15代藩主山内豊信所用 緋羅紗地斜縞文様三柏紋付陣羽織
- ・浅葱麻地丸三柏紋付袴
- ・金地雪持南天団扇色紙散文様唐織



チラシ



展示風景



ハンズオン展示

◆印刷・刊行物◆

企画展小冊子『武家の服飾～山内家伝来装束の世界～／Attire of the Warrior Elite: The Yamauchi Textile Collection』

仕様：A5変型（横） 54頁

売価：880円（税込）

◆関連企画◆

①記念講演会

「戦国武将のファッショニズムに求められた機能と美」

日 時：令和6年7月13日（土）

午後2時～3時30分

場 所：高知城歴史博物館1階 ホール

講 師：長崎巖氏（共立女子大学名誉教授、丸紅ギャラリー副館長）

参 加 費：無料

参加人数：58名

内 容：

戦国武将の代表的な装いである陣羽織について素材・色・仕立・意匠など、多様な視点から武将の装いに求められた機能とそこに備わる美意識を紹介した。



展示風景

②山内家資料修理説明会

「山内家伝来服飾資料・陣羽織の修理」

日 時：令和6年8月24日（土）

午後2時～3時30分

場 所：高知城歴史博物館1階 ホール

講 師：矢野俊昭氏、幸道萌香氏（株式会社 染技連）

参 加 費：無料

参加人数：26名

内 容：

染織文化財の修理について、その理念と現状の課題等について紹介するとともに、令和5年度に行われた「紫羅背板地二十三夜月文様陣羽織（5代藩主山内豊房所用）」、「緋羅紗地斜縞文様三柏紋付陣羽織（15代藩主山内豊信所用）」の修理過程と成果を報告した。

③企画展担当学芸員による展示解説

開催日：令和6年6月30日（日）、7月28日（日）

【共通事項】

開催時間：午前10時30分～11時

場 所：高知城歴史博物館3階 特別展示室

参 加 費：無料（要観覧料）

参加人数：17名（全2回）

内 容：

展示の内容や展示資料の見どころなどについて、担当学芸員が解説した。

④夏休み工作教室

「型染でオリジナルの作品を作つてみよう！」

開催日：令和6年7月27日（土）、8月18日（日）

【共通事項】

開催時間：午前10時～正午

場 所：高知城歴史博物館1階 実習室

講 師：丸塚花奈子（当館職員）

参 加 費：300円

参加人数：子ども20名、保護者19名（全2回、小学生対象）

内 容：

日本の伝統的染織技法について紹介した後、型染の体験を行った。自分の好きな図柄に彫った型紙と館で用意した型紙を組み合わせて染色を行い、Tシャツやエコバッグなどオリジナルの作品を制作した。

⑤親子でたのしむ展示見学会「なぞとき美術鑑賞！」

開催日：令和6年8月3日（土）、8月17日（土）

【共通事項】

開催時間：午前10時30分～11時40分

場 所：高知城歴史博物館1階 実習室、3階 特別展示室

講 師：中屋真理、丸塚花奈子（当館職員）

参 加 費：無料

参加人数：子ども9名、保護者9名（全2回、小学生対象）

内 容：

はじめて博物館を利用する親子を対象とした見学会。展示室での過ごし方のレクチャーをした後、展示資料

の鑑賞方法のヒントを謎解きゲームを通して紹介した。

⑥ワークショップ「陣羽織をデザインしよう！」

開催日：令和6年6月22日（土）～9月1日（日）
場所：高知城歴史博物館3階 展望ロビーハンズ
オン・体験コーナー

参加費：無料

参加人数：延1,228名（内記念品贈呈625名）

内容：

陣羽織をデザイン出来るシート2種、塗り絵シート1種を作成し、来館者に思い思いの陣羽織をデザインしてもらった。完成した作品は体験コーナーで随時展示了。また、夏休み特別企画として高校生以下の参加者には記念品を贈呈した。



ワークショップの様子

⑦着装体験用陣羽織レプリカの制作および設置

開催日：令和6年8月6日（金）～
場所：高知城歴史博物館3階 展望ロビーハンズ
オン・体験コーナー

参加費：無料

参加人数：自由参加

内容：

当企画展に出品した「紺糸地渦巻文様陣羽織（毛利勝永所用）」の着装体験用レプリカを制作した。制作にあたっては実寸とし、生地の素材や装飾の色味をできるだけ実物に近づけ、資料の大きさや機能性などを体感してもらえるように工夫した。完成したレプリカは3階展望ロビーのハンズオン・体験コーナーに設置し、来館者が自由に着用できるようにした。

【展示会名 土佐和紙のちから－文化財補修用紙の今－】

展示期間：令和6年9月14日（土）～12月8日（日）

展示内容：

文化財修理の材料に用いられる土佐和紙に注目した県内初の展覧会。土佐和紙が用いられた国宝・重要文化財を含む修理資料を展示し、知られざる土佐和紙の一面を紹介した。また実物資料の展示に加え、修理工程や補修紙を実物や画像、動画など多様な手法で見せることで、「当

時のまま」の状態を守りつつ修理するために技術者・研究者がどう関わったのか、水面下の仕事を伝える展示とした。

主な展示資料

- ・豊臣秀吉捷書（東京大学史料編纂所蔵 国宝 島津家文書）
- ・三輪久直書状案（醍醐寺蔵 国宝 醍醐寺文書聖教）
- ・二条城二の丸御殿白書院一の間天井画 花卉図 桂梗・射干・手毬・躑躅（京都市・元離宮二条城事務所蔵 国指定重要文化財）
- ・東山桜荘子 佐倉宗吾子別れ（香南市赤岡町本町二区蔵・絵金蔵保管 高知県保護有形文化財 旧赤岡町の土佐芝居絵屏風）
- ・御用手漉朽・漉簀（個人蔵／いの町紙の博物館保管 いの町指定文化財 御用紙漉用具類）



チラシ



展示風景

◆印刷・刊行物◆

企画展図録『土佐和紙のちから－文化財補修用紙の今－』

仕様：A4判、119頁

売価：2,200円（税込）



◆関連企画◆

①記念講演会「文化財保存技術の保護と継承－補修用紙としての土佐和紙を中心に－」

日 時：令和6年9月29日（日）

午後2時～3時30分

場 所：高知城歴史博物館1階 ホール

参 加 費：無料

参加人数：52名

講 師：地主智彦氏（文化庁文化財第一課主任文化財調査官）

内 容：

文化財（美術工芸品）修理に欠かせない補修紙としての土佐和紙を中心に、用具・原材料の安定的な確保と技術の保護・継承に向けた最新の取り組みを文化財行政の視点から紹介した。

②講座・実演「土佐和紙の伝統と技－文化財の補修用紙－」

日 時：令和6年10月27日（日）

午後2時～3時45分

場 所：高知城歴史博物館1階 ホール、実習室

参 加 費：無料

参加人数：30名

講 師：有吉正明氏（高知県立紙産業技術センター 素材開発課主任研究員）
江渕栄貴氏（選定保存技術保持者 表具用手漉和紙（補修紙）製作）

内 容：

土佐和紙の歴史と土佐和紙ができるまでの一連の工程を紹介したあと、実際に紙漉きの実演を行いその仕事ぶりを紹介した。



実演風景

③講座「文化財修理の最前線－料紙と補修用紙 国宝「島津家文書」の修理を事例に－」

日 時：令和6年11月17日（日）

午後2時～3時30分

場 所：高知城歴史博物館1階 ホール

参 加 費：無料

参加人数：51名

講 師：高島晶彦氏（東京大学史料編纂所史料保存

技術室修復担当技術専門職員）

内 容：

国宝「島津家文書」の修理を例にして料紙分析から製作、復元に至るまでの過程を報告し、今日の文化財修理で求められる補修紙について紹介した。

④講座「紙漉き道具－簣・杵製作の今－」

日 時：令和6年11月30日（土）

午前10時～11時30分

場 所：高知城歴史博物館1階 ホール

参 加 費：無料

参加人数：37名

講 師：一宮佳世子氏（紙本保存修復家）

内 容：

紙漉きに欠かせない道具「簣」と「杵」。これら製作に携わる職人は少なく、製作現場や仕事ぶりをとおしてみえてくる現状と課題を紹介した。なお、当講座は保存修復講座第2回目と兼ねて実施した（P.23. 5－(1)）。

⑤「補修紙ガチャ」（カプセルトイ）の製作・販売

場 所：高知城歴史博物館3階 特別展示室

料 金：100円

内 容：

会期中、展示の興味関心を高めるため、補修紙と原料、解説文を1セットにした8種類の「補修紙ガチャ」（カプセルトイ）を製作し販売した。



「補修紙ガチャ」の設置風景

【展示会名 「み」どころ満載！城博コレクション】

展示期間：令和7年1月1日（水・祝）～3月9日（日）

展示内容：

新年開館にあわせ、正月行事に関する古典籍資料や吉祥文様をあしらった美術工芸品、已年にちなんだ資料を展示。あわせて令和2年度以降に当館へ寄贈・寄託された新収蔵資料から主要な物を展示。当館の収集・保存事業への取り組みを伝える機会とした。

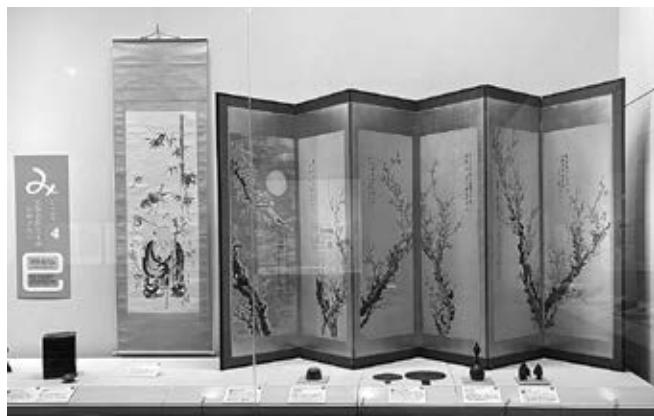
主な展示資料

- ・初代藩主山内一豊所用 紙衣
- ・河田小龍筆 三福神図
- ・道成寺縁起絵巻

- ・豊臣秀吉朱印状 毛利勝信宛（乾家資料／当館寄託）
- ・長岡謙吉書状 明治元年四月土佐藩申渡写（小島家資料）
- ・ドゥーフ・ハルマ（高知県立高知追手前高等学校蔵／当館寄託）
- ・竹内綱筆 「工業富国基」（高知県立高知工業高等学校蔵／当館寄託）



チラシ



展示風景

◆関連企画◆

①学芸員によるスライドレクチャー

日 時：令和7年1月3日（金）、2月2日（日）、

3月1日（土）

午前10時～10時20分

場 所：高知城歴史博物館3階 映像コーナー

参 加 費：無料（要観覧券）

参加人数：31名

内 容：

展示の内容や展示資料の見所などについて、担当学芸員が解説した。

②カード配布

展示観覧の方に「鹿さんもうのめませんカード」「初夢対策！ばくカード」の2種を配布した。

【展示会名 高知の地震災害史～紡がれた記憶と記録～】

展示期間：令和7年3月20日（木・祝）～5月25日（日）

展示内容：

南海トラフ地震の歴史を振り返る初めての企画展。当館所蔵資料のほか、高知県内各地から借用した資料約100点を展示した。

江戸時代以降に発生した南海トラフ地震を中心として、古文書・絵画・写真などから各地震による被害の特徴を明らかにし、地震後にその教訓を石碑などで伝えようとした人々の営みを紹介した。また、近年県内でも取り組みが進む民間所在資料の保全活動を取り上げた。

あわせて、約60名から収集した昭和南海地震の聞き取り調査や県内4校で実施した防災学習、黒潮町田野浦地区での「大潮まつり」に関する地域連携など、博物館活動の多面性を活かした展示を行った。

主な展示資料

- ・室津湊手鏡（久保野家資料）
- ・旭小学校日誌（高知市立市民図書館蔵）
- ・昭和南海地震アルバム（高知市都市計画課蔵）
- ・真覚寺日記（真覚寺蔵、土佐市指定文化財）
- ・安政地震絵馬（佐川町斗賀野地区入寺山自治会蔵）
- ・蟹ヶ池ボーリング試料（岡村眞氏蔵）
- ・大塩筆記（安光平氏蔵）
- ・三災記（個人蔵）



チラシ



展示風景

◆印刷・刊行物◆

『高知の地震災害史～紡がれた記憶と記録～』

仕様：A4判、22頁

売価：330円（税込み）

内容：

企画展の内容をダイジェストで紹介したもの。江戸時代以降の南海トラフ地震に関する資料から各地震の特徴を紹介した。あわせて、昭和南海地震の聞き取り成果の一部や黒潮町田野浦地区で開催した「大潮まつり」などの活動も掲載している。

◆関連企画◆

①学芸員による展示解説

日 時：令和7年3月29日（土）

午前10時30分～11時

場 所：高知城歴史博物館3階 特別展示室

参 加 費：無料（要観覧券）

参加人数：20名

内 容：

展示の内容や見所などについて、担当学芸員が解説した。

②学校による学習成果展

展示期間：令和7年3月20日（木・祝）～5月25日（日）

場 所：高知城歴史博物館2階 通路エリア

参 加 校：高知県立安芸高等学校、高知県立盲学校、高知市立三里中学校、土佐女子中学高等学校

内 容：

南海トラフ地震の歴史を学んだ児童・生徒が作成したポスターなどの学習成果作品を展示した。（P.28「博学連携による学習活動の成果発表展」参照）

（3）ハンズオン・体験コーナー

3階高知城展望ロビーのハンズオン・体験コーナーでは、自由参加型の体験を提供している。令和6年度は「古今和歌集巻第二十（高野切本）」の水書板書写体験、山内一豊・見性院パズル、変り兜と陣羽織の着装体験を中心に、展示や季節に合わせて体験用具を入れ替えながら運営を行ったほか、企画展に合わせたワークショップや新たな体験用具の制作を行った。

①企画展との連携

企画展「武家の服飾～山内家伝来装束の世界～」（令和6年6月22日（土）～9月1日（日））に合わせて、ワークショップ「陣羽織をデザインしてみよう！」を開催した。完成した作品は、隨時入れ替えながらワークショップコーナーに展示したほか、夏休み特別企画として小学生以下の参加者625名に記念品を贈呈した。また、当企画展に出品した「緋羅紗地渦巻文様陣羽織」（毛利勝永所用）のレプリカを制作し、着装体験の充実を図った。

②絵巻取扱体験の設置

令和5年度に制作した絵巻レプリカを用いた絵巻取り扱い体験を新たに設置した（令和6年6月26日（水）～）。設置にあたっては、総合展示室2・2期（令和6年7月12日（金）～9月23日（月・祝））企画展「「み」どころ満載！城博コレクション」（令和7年1月1日（水・祝）～3月9日（日））に出品中であった「異怪図」および「道成寺絵巻」のレプリカを用い、展示室との連携を心掛けた。

③季節に合わせた体験の設置

お正月に合わせて「判じ絵クイズ」を新規制作し、令和7年1月1日（水・祝）より設置した。また、総合展示室2・5期（令和7年2月14日（金）～4月14日（月））の特集展示「山内家のひな人形・ひな道具」に合わせて「貝合わせ体験」を設置したほか（令和7年2月20日（木）～）、高知市在住の方から寄贈を受けた雛人形を展望ロビーに展示した（令和7年2月20日（木）～3月6日（木））。

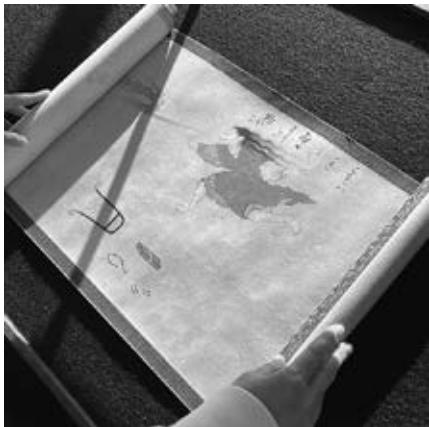
④子ども用変り兜の制作

現在設置している着装体験用の変り兜レプリカは実物大のため、子どもには大きく重いことから落下事故が生じやすいという課題があった。この課題に対応するため、子どもの頭の大きさに合わせた「兎耳形兜」レプリカを制作した。制作した兜は令和7年度より設置する予定である。

令和6年度は新型コロナウイルス流行を過ぎてはじめてハンズオン・体験コーナーの通常運営を行った。利用者が増えるとともに、兜レプリカの破損、絵巻レプリカの損傷、陣羽織レプリカの汚れなどが目立つようになったため、可能なものから修理やクリーニングを行った。今後も継続的にメンテナンスを実施するとともに、安全な取扱いを促す掲示物の設置などを行いながら体験コーナーの環境維持に努めたい。



新規制作した陣羽織レプリカ



絵巻の取り扱い体験



判じ絵クイズ

(4) 展示解説

団体来館者や関係機関の職員等の要望に対して、博物館の理解向上と満足度向上のためのサービスとして展示解説を行った。

月	件数	人数	月	件数	人数
4月	1件	30名	10月	3件	55名
5月	5件	180名	11月	6件	147名
6月	1件	21名	12月	0件	0名
7月	0件	0名	1月	3件	89名
8月	0件	0名	2月	0件	0名
9月	1件	19名	3月	3件	99名

合計件数 23件 合計人数 640名

5 教育普及

(1) 生涯学習

博物館は大人から子どもまでの幅広い年代や様々な国籍の人々が訪れ、興味関心のある分野やその度合いも多様である。博物館を訪れるあらゆる人々に博物館が開かれ、そして生涯を通じて博物館を利用してもらえるよう、様々な利用者層に対し日本や高知の歴史、文化に触れることができる講座、催しを多種多彩に開催した。

①城博講座（一般向け講座）

日本と土佐の歴史や美術、文化財等をテーマに各種講

座を開催した。令和6年度は、事前申込不要（当日先着順）、定員80名、参加費無料で開催した。また、当日参加できなかった方には、後日講座の配布資料を郵送した。

◆古文書講座

年間テーマ「古文書解読実践篇」

令和6年度は、山内家資料を題材に、前年度に学んだ基礎知識を踏まえて、分量を増やして解読に取り組んだ。

開講日：奇数月の第2土曜日

午前10時～11時30分

場所：高知城歴史博物館1階 ホール

講師：藤田雅子（当館職員）

	開講日	題目	参加人数
1回	5月11日	前年度の復習	43名
2回	7月13日	解読に挑戦①	45名
3回	9月14日	解読に挑戦②	38名
4回	11月9日	解読に挑戦③	40名



講座風景

◆歴史講座

年間テーマ「海と山のめぐみ～土佐の社会と産業～」

令和6年度は、近世から近代の土佐の産業や產品にスポットを当て、特に捕鯨・和紙・材木について紹介した。

開講日：偶数月の第2土曜日

午前10時～11時30分

場所：高知城歴史博物館1階 ホール

講師：横山和弘、高木翔太、水松啓太（当館職員）

	開講日	題目	参加人数
1回	6月8日	土佐の捕鯨と浦々のくらし	60名
2回	10月12日	幕府に献上された土佐の色紙	48名
3回	12月14日	土佐の歴史を動かす材木	62名
4回	2月8日	近代の捕鯨と材木	46名

◆美術工芸講座

年間テーマ「見る技術～はじめての日本美術～」

令和6年度は、山内家伝来の美術工芸品等を取り上げ、美術工芸品の見方について、入門的な講座を開催した。

開講日：奇数月の第4土曜日

午前10時～11時30分

場所：高知城歴史博物館1階 ホール

講 師：尾本師子、丸塚花奈子（当館職員）

	開講日	題目	参加人数
1回	5月25日	染めと織りと繡い	38名
2回	7月27日	美術のはんことサイン	36名
3回	9月28日	工芸品のもよう	43名
4回	11月23日	刀はじめの一歩	32名

◆保存修復講座

年間テーマ「文化財修理と“土佐和紙”」

令和6年度は、文化財修理に欠かせない補修用和紙としての「土佐和紙」について紹介した。

開 講 日：7月・11月に開催

午前10時～11時30分

場 所：高知城歴史博物館 1階 ホール

講 師：田井東浩平（当館職員）

	開講日	題目	参加人数
1回	7月20日	補修用和紙としての土佐和紙	28名
2回	11月30日	紙漉き道具 簗・杓製作の今	37名

◆日本の文化講座

年間テーマ「五節句」

令和6年度は、日本に古くから伝わる五節句の習俗について、民俗と歴史の視点から紹介した。

開 講 日：偶数月の第4土曜日

午前10時～11時30分

場 所：高知城歴史博物館 1階 ホール

講 師：橋本章氏（京都府京都文化博物館 主任学芸員）
中村淳子氏（高知県立歴史民俗資料館 学芸専門員）

横山和弘（当館職員）

	開講日	題目	参加人数
1回	6月22日	五節句と日本の文化	56名
2回	10月26日	土佐の五節句	42名
3回	2月22日	土佐藩・山内家と五節句	46名

②子ども向け（親子向け）講座

小中学生の子どもを対象とした当講座では、子どもたちへ歴史や文化を体験する場を提供し、文化財や伝統文化への興味・関心の目を向ける機会をつくることを目的としている。

◆みる・きく・さわる

「日本の武器 杖を体験しよう！」

日 時：令和6年5月4日（土・祝）

午前10時30分～正午

会 場：高知県立武道館

参 加 費：無料

参加人数：子ども10名、保護者8名

講 師：高知県剣道連盟杖道部 津守玲（当館職員）

内 容：

子どもの日にちなみ、昔の武器・武具を体験する講座。

はじめに、杖の歴史や特徴について学んだ後、高知県剣道連盟杖道部による演武を見学。続いて、参加者も講師による指導を受けながら、全員で打つ・突くなどの基本技の体験を行なった。



行事風景

◆企画展「武家の服飾」関連行事

夏休み工作教室「型染でオリジナルの作品を作ってみよう！」

日 時：令和6年7月27日（土）

8月18日（日）

午前10時～正午

場 所：高知城歴史博物館 1階 実習室

参 加 費：300円

参加人数：子ども20名、保護者19名（2回合計）

講 師：丸塚花奈子（当館職員）

内 容：

染織の歴史や技法について紹介した後、染色技法の一つである型染めの体験を行った。自分の好きな図柄を彫った型紙と博物館で用意した型紙を組み合わせて染色を行い、オリジナルの作品を完成させた。

(P.17参照)



行事風景

◆「わくわく探検！高知城」

日 時：令和6年7月28日（日）

午前9時～11時30分

場 所：高知城歴史博物館 1階 ホール、高知城

参加費：無料

参加人数：子ども15名、保護者16名

講 師：横山和弘（当館職員）

協 力：高知県文化生活部歴史文化財課

内 容：

藩主の居城であった高知城について紹介する催し。

高知城を巡りながら、その歴史や建造物、防御のしあげ等についての説明を行なった。また、高知県文化生活部歴史文化財課の協力の下、普段非公開の追手門内部の見学も行なった。



行事風景

◆自由研究応援企画「寺小屋 じょうはく」

日 時：令和6年8月3日（土）

8月17日（土）

午前9時～正午

午後1時～4時

場 所：高知城歴史博物館 1階 ホール

参 加 費：無料

参加人数：9名（2回合計）

講 師：当館学芸員

内 容：

高知城や地震災害の歴史等をテーマにした子どもたちの自由研究に対して、学芸員が展示室を案内したり、参考資料を用いて説明をしたりしながら、調べ学習のサポートを行なった。



行事風景

◆企画展「武家の服飾」関連行事

親子でたのしむ展示見学会「なぞとき美術鑑賞！」

日 時：令和6年8月3日（土）

8月17日（土）

午前10時～11時10分

場 所：高知城歴史博物館 1階 実習室、

3階 特別展示室

参 加 費：無料

参加人数：子ども9名、保護者9名（2回合計）

講 師：中屋真理、丸塚花奈子（当館職員）

内 容：

親子で展示を楽しく鑑賞してもらうことを目的にした美術鑑賞会。事前に選んでもらったカードを手がかりに、展示物の色や形、図柄等に注目し、親子で対話しながらじっくり観察したり、言葉で表現したりしてもらうことを通して、展示への理解と興味関心を深めてもらう機会とした。

(P.17参照)



行事風景

◆みる・きく・さわる

「親子でたのしもう！茶道体験」

日 時：令和6年11月3日（日・祝）

午後2時～3時30分

場 所：高知城歴史博物館 1階 和室

参 加 費：一人300円

参加人数：子ども10名、保護者10名

講 師：西内宗由氏（裏千家正教授）

中屋真理（当館職員）

内 容：

文化の秋にちなみ、様々な日本の伝統文化に触れる講座。日本のお茶の歴史についてのミニ講座を行なった後、講師の解説を聞きながらお点前の流れや作法を見学した。その後、講師指導のもと、親子で交互にお茶を点てたり、お茶をいただいたりする体験を行なった。



行事風景

◆開館8周年イベント「城博の日」

「博物館バックヤードツアー

～博物館の裏がわを探検してみよう！～

日 時：令和7年3月8日（土）

午後1時30分～3時

令和7年3月9日（日）

午前10時～11時30分

場 所：高知城歴史博物館 各所

参 加 費：無料

参加人数：子ども19名、保護者13名（2回合計）

講 師：横山和弘、中屋真理（当館職員）

内 容：

普段非公開の博物館のバックヤードを見学したり、体験用の掛け軸を用いてその取り扱いを体験したりしながら、博物館の役割や学芸員の仕事内容について理解を深めた。

(P.44参照)

③外国人のための日本文化体験講座

県内在住の外国人を対象とした日本文化に係る体験講座。体験を通して、日本の歴史や文化に親しみ、その理解に役立ててもらうことを目的に開催している。

◆Japanese Cultural Experience

—Making Washi (Japanese Paper) —

日 時：令和7年3月15日（土）

午後2時～4時

場 所：いの町紙の博物館

参 加 費：800円

参加人数：6名

講 師：北岡広文氏（いの町紙の博物館）

田邊翔氏（いの町紙の博物館）

横山和弘（当館職員）

通 訳：ジェームズ・バンブリッジ氏（高知県文化生活スポーツ部文化国際課 国際交流員）

内 容：

いの町紙の博物館の協力を得て、土佐和紙の歴史や和

紙の製造工程を紹介し、あわせて紙漉体験を実施した。



紙漉体験の様子

④歴史文化催事 季節の催し

季節折々に食や伝統音楽等を通して、日本や土佐の歴史、伝統文化に親しんでもらうための催しを行っている。

◆梅漬けの会

毎年6月に開催している梅漬けの会は、開催を見送る代わりに、当館のホームページ等でレシピの公開を行った。

◆お月見の会～城博で楽しむ雅楽の調べ～

日 時：令和6年10月14日（月・祝）

午後6時～8時

場 所：高知城歴史博物館1階 ホール、和室、3階 展示室

参 加 費：500円（呈茶希望者は800円）

参加人数：30名

演 奏：繁藤雅陽会

和菓子：福留菊水堂

内 容：

十三夜（旧暦の九月十三日）に合わせて、観月の会を開催し、雅楽の演奏や舞を鑑賞した。演奏会後は、月のモチーフがデザインされた美術工芸品の展示を観覧したり、当館所蔵の「生菓子図案集」所載の和菓子を抹茶とともに楽しんだりした。



会の風景

◆新春を寿ぐ お正月の会

日 時：令和7年1月12日（日）

午前11時～午後2時

場 所：高知城歴史博物館1階 ホール・和室、
3階 展示室

参 加 費：3,000円

参加人数：32名

演 奏：松村紫乃氏&グループ琴のみなさん、
松村エリナ氏、阪口夕山氏

調 理：RKC調理製菓専門学校

和菓子：福留菊水堂

内 容：

新春を寿ぐ恒例のお正月の会では、山内家伝来のお正月料理や当館所蔵資料「生菓子図案集」をもとに再現をした和菓子、箏や尺八による演奏を楽しんだ。また、干支や縁起のよい資料が並ぶ展示室の観覧も行なった。



会の食事

⑤児童クラブ・幼稚園等への学習協力

◆夏休み児童クラブ出前講座

日時	団体名	人数
8月2日	南国市立国府小学校児童クラブ	27名
8月9日	高知市立秦小学校第2放課後児童クラブ	36名
	高知市立秦小学校第3放課後児童クラブ	31名
8月16日	高知市立江陽小学校第1放課後児童クラブ	38名
	高知市立江陽小学校第2放課後児童クラブ	32名
8月23日	高知市立潮江東小学校第1放課後児童クラブ	29名
	高知市立潮江東小学校第2放課後児童クラブ	21名
8月30日	高知市立五台山小学校放課後児童クラブ	台風のため中止

内 容：①武士の礼法（正座とお辞儀）

②刀の構造（分解実演）

③刀の扱い方（抜き差しの体験）

⑥教育普及事業 道具備品類等の整備

3階展示フロアにある体験コーナー、子ども向けの講座・催事、学校向けの体験学習等で使用する体験用道具の整備を行った。

⑦生涯学習事業 周知・広報

◆子ども向け ホームページ

主に小学生・中学生を対象に、当館について主体的に調べ、来館への動機づけを目的に、子どもにも分かりやすい構成のページを設けている。

（2）学校教育との連携

学校教育と博物館の連携・協力を進めることを目的に、博物館の所蔵資料や職員の専門性等をいかして様々な活動を行っている。小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校に対しては、利用目的に合わせた学習プログラムを用意し見学の受け入れや出前授業の対応を行っている他、教員向けの学習会・研修会への講師派遣、教材作成への協力等を通して、学校教育の充実に寄与している。また大学等の高等教育に対しても、博物館実習の受け入れ等を行い、教育や学術研究への協力を実施している。

①教育委員会・学校関係者との連携

〈研修会・学習会への協力〉

県内の教育委員会や教員の研究・学習団体が実施する研修会や学習会に、博物館の所蔵資料や調査研究の成果、職員の専門性をいかし、講義を行う等の協力を実施している。

①教科研究センター講座 特別講座Ⅱ

（郷土資料の活用Ⅰ）

「高知県の地震災害史」

日 時：令和6年11月9日（土）

午後1時30分～4時

場 所：高知城歴史博物館1階 ホール

共 催：高知県教育センター

参加人数：10名

講 師：水松啓太（当館職員）

内 容：

江戸時代以降に発生した南海トラフ地震を中心に、地震の被害や当時の社会状況、復興に向けた人々の営みについて解説した。また、学校での防災学習にも活用できるデジタル教材等について紹介を行なった。

②教科研究センター講座 特別講座Ⅲ

（郷土資料の活用Ⅱ）

「学校と博物館でつくる学びの場～高知城歴史博物館の取組みから～」

日 時：令和7年1月25日（土）

午後1時30分～4時

場 所：高知城歴史博物館1階 ホール

共 催：高知県教育センター

参加人数：5名

講 師：横山和弘、中屋真理（当館職員）

内 容：

前半では、当館の学校向け既存学習プログラムや、学校と連携した探究活動の事例を紹介した。後半では、戦国時代から幕末維新までの土佐の歴史を紹介している展示室の案内を行なった。



研修会の様子

〈学習内容および教材作成の連携・協力〉

学校教育のさまざまな学習機会に博物館を活用してもらうことを目的に、学校関係者と当館の所蔵資料や職員の専門性をいかした学習内容、教材についての協議を行った。

②小中高等学校への学習協力

〈見学の受け入れ〉

学校の見学にあたっては、展示をじっくり見学したり、「触る」「身につける」「作る」等の体験を交えたりと様々な方法で歴史や伝統文化、文化財等について理解を深められるように多彩な学習プログラムを用意している。

○見学の受け入れ状況

	件数	人数
小学校	40	2,083名
中学校	14	441名
義務教育学校	1	35名
高等学校	15	481名
特別支援学校	2	14名
合計	72	3,054名

※人数には引率者を含む

○対応件数（学習プログラムを活用した件数）

	件数	人数
小学校	35	1,726名
中学校	9	292名
義務教育学校	1	35名
高等学校	8	173名
特別支援学校	1	9名
合計	54	2,235名

※人数には引率者を含む



学校団体の案内の様子

〈出前授業・遠隔授業〉

学校が遠隔地にあり当館への来館が難しい場合等は、博物館の職員が学校へ出向く出前授業や、インターネットを介したリモート授業（遠隔授業）を行っている。

【出前授業】

	件数	人数
小学校	1	6名
中学校	5	373名
義務教育学校	0	0名
高等学校	9	98名
特別支援学校	2	95名
合計	17	572名



出前授業の様子

〈校外学習への協力〉

学校周辺の地域の歴史や高知城・城下町等について、学校が校外学習（フィールド学習）を実施する際に、要望に応じて、講師を引き受けている。令和6年度は、高知城・城下町の案内ならびに高知市立潮江南小学校区の史跡案内等を実施した。

●高知城の案内 10校 249名

上記とは別に、来館見学とともに、高知城の案内を13校、439名に実施している（計23校、688名）。

●城下町の案内 1校 9名

●高知市立潮江南小学校区の史跡案内

令和3年度に出前授業を行った高知市立潮江南小学校区の団体からの依頼により、高知市立自由民権記念館の学芸員とともに、地域の史跡めぐりの案内役を務めた。

日 時：令和7年3月1日（土）

午前10時30分～正午

場 所：高知市立潮江南小学校区

テー マ：「フィールドワークを楽しもう～潮江地域の史跡巡りをしてみよう～」

主 催：地域学校協働・家庭教育支援・世代間交流センターもうひとつの大きな家族

参加人数：7名

〈教材の貸し出し〉

学校教育の様々な場面で活用してもらえるように、当館では教材用DVDや所蔵資料の複製品等の貸し出しを行っている。

	件数
小学校	5
中学校	2
義務教育学校	0
高等学校	0
特別支援学校	0
合計	7

〈教材シートの提供〉

博物館の周辺にある高知城や城下町のフィールドワークに役立ててもらうことを目的に、教材シートの提供を行っている。

	件数
小学校	18
中学校	3
義務教育学校	1
高等学校	3
特別支援学校	0
合計	25

〈博学連携による学習活動の成果発表展〉

博物館と学校の連携・協力による学習活動の一環として、児童・生徒の学習成果発表展を館内で開催した。

令和6年度は、同年度3月開催の企画展「高知の地震災害史」の開催を機に、地元高知県の子どもたちに地震災害の歴史を伝え、防災・減災の学習につなげてもらいたいとの思いから、出前授業やフィールドワーク等の学習協力を実行した。その後、企画展開催に合わせ、学校の防災学習の様子やその成果を紹介する展示を行なった。

●企画展「高知の地震災害史～紡がれた記憶と記録～」

関連展示「学校による学習成果展」

学 校 名：高知県立盲学校

高知市立三里中学校

土佐女子中学高等学校

高知県立安芸中学高等学校

当館の協力内容：出前授業「高知の地震災害史」、昭和南海地震の被災者からの聞き取り、資料を手がかりにした被災地のフィールドワークなど

展示期間：令和7年3月20日（木・祝）～5月25日（日）

展示場所：高知城歴史博物館2階 通路エリア

展示内容：各学校が作成した学習成果作品ならびに、その学習活動の紹介パネルなど



展示風景

〈職場体験学習の受け入れ〉

中学校・高等学校がキャリア教育の一環で実施する職場体験学習に協力している。資料の整理や展示の準備、講座・行事の企画、受付での窓口業務など、博物館の管理・運営に係る様々な分野の体験を行っている。令和6年度は、5校11名（中学校2校8名、高等学校1校1名、特別支援学校2校2名）を受け入れ、体験学習を実施した。

●高知市立城北中学校

日時：令和6年7月9日（火）～7月11日（木）

人数：4名

●高知県立高知ろう学校

日時：令和6年9月9日（月）～9月10日（火）

人数：1名

●土佐女子中学校

日時：令和6年10月15日（火）

人数：4名

●高知県立盲学校

日時：令和6年12月5日（木）

人数：1名

●高知県立伊野商業高等学校

日時：令和7年1月28日（火）～1月31日（金）

人数：1名



職場体験学習の様子



博物館実習の様子

〈スクール・ミュージアムバス事業〉

多くの学校が博物館を訪れ、児童・生徒たちに高知の歴史や文化にふれてもらえるように、学校が博物館に来館する際のバス代等の諸経費を当館が一部補助する事業を実施している。令和6年度は、申込みのあった以下の15校を対象に実施した。

学校名	
小学校	いの町立伊野南小学校（6年生）
	馬路村立馬路小学校（1～6年生）
	高知市立介良小学校（3年生）
	高知市立介良小学校（6年生）
	高知市立介良潮見台小学校（6年生）
	土佐市立高石小学校（4～6年生）
	土佐市立高岡第二小学校（5、6年生）
	土佐市立蓮池小学校（6年生）
	南国市立長岡小学校（4年生）
	南国市立長岡小学校（6年生）
	南国市立三和小学校（5年生）
	日高村立日下小学校（6年生）
中学校	室戸市立吉良川中学校（1～3年生）
高等学校	高知県立窪川高等学校（1年生）
	高知県立高岡高等学校（1～4年生）

③大学との連携・協力

〈博物館実習の受け入れ〉

学芸員資格取得のための必須科目である博物館実習の受け入れを行っている。資料の整理保存、調査研究、展示公開、教育普及、地域連携・地域支援ならびに博物館の管理運営・広報等、博物館の業務全般にわたる実習を実施した。

日 時：令和6年8月21日（水）～8月29日（木）

計8日間（8月25日（日）は休み）

実習生：4大学 4名

大阪大学、京都橘大学、高知大学、
徳島文理大学 各1名

〈インターンシップの受け入れ〉

高知県庁が受け入れを行っているインターンシップに協力している。令和6年度は、県庁（歴史文化財課）からの依頼を受け、3名の学生を受け入れ、展示の準備作業、地域でのフィールド調査等について実習を行った。

日 時：令和6年8月22日（木）・27日（火）

受け入れ学生：2大学 3名

高知大学 2名 東北大学 1名

〈大学講義への協力〉

大学の教育への協力として、職員の専門性や博物館施設を活用した取組みを行なっている。

◆大学非常勤講師の受諾

①高知大学人文社会科学部

講義名：「日本近世近代史料講読Ⅱ」

講 師：渡部淳（当館職員）

②高知大学医学部医学教育創造センター

講義名：「学問基礎論」

講 師：渡部淳（当館職員）

③高知県立大学

講義名：「日本文化論」

講 師：渡部淳（当館職員）

◆大学講義への講師派遣

①高知県立大学文化学部

講義名：「地域文化論」

テーマ：「野中兼山の地域振興策と地域社会」「流域社会に注目した地域文化の様相」「近代の高知城下町」

講 師：横山和弘、高木翔太

④学校教育事業 普及・広報

〈学校の教員向け 博物館利用案内冊子〉

学校教育で博物館を有効的に活用してもらうことを目的に、学校の見学や出前授業等における博物館の活用方法をまとめた冊子を高知県内の学校に配布した。

〈学校関係者向け ホームページ〉

学校教育における博物館活用の促進を目的に、学校関係者向けのホームページを作成し、適宜更新を行った。



▲教員向け案内冊子

〈高知城・城下町紹介パンフレット〉

開館以来、高知城と城下町を子ども向けに紹介するパンフレット「歩こう！楽しもう！高知城」と「歩こう！楽しもう！高知の城下町」を無料配布している。令和6年度も、子ども向けの行事や学校見学の受け入れの際に配布した。

場 所：高知城歴史博物館、高知城

主 催：四万十町教育委員会

講 師：渡部淳、黒石哲夫（当館職員）

参加人数：28名

③南国市国府記念式典

「第41回土佐日記門出のまつり」

日 時：令和6年11月10日（日）

接待開始：午前8時30分

式典開始：午前10時

場 所：古今集の庭（南国市比江）

主 催：国府史跡保存会

講 師：渡部淳（当館職員）

参加人数：約60名



行事風景

6 地域連携

現在、高知県の各地域においては、過疎高齢化といった社会的問題や地震・津波などの自然災害により、地域の歴史資料や様々な歴史・文化資源が失われようとしている。当館では、先人たちが脈々と受け継いできた歴史と文化を後世へ継承するため、地域の住民や行政、文化施設等と連携・協力し、様々な活動に取り組んでいる。令和6年度は以下の事業を行った。

（1）地域活動への協力

県内の諸団体が主催の歴史文化に関する学習会や行事等への協力事業、また地域資料に関する相談対応などを行っている。令和6年度は、以下のとおり実施した。

①立川体験交流の会「立川番所御殿のタベ」

日 時：令和6年9月21日（土）

午後3時～7時30分

場 所：旧立川番所書院（長岡郡大豊町立川下名）

主 催：立川体験交流の会

講 師：渡部淳、岡本麻衣、島巻和加（当館職員）

参加人数：25名

②四万十町シルバー大学生日帰り研修

日 時：令和6年10月9日（水）

午前10時～午後3時

（2）地域資料の調査

高知県の歴史や文化を後世へ継承することを目的に、各地域の歴史資料の整理保存・調査および調査成果の公開を行っている。令和6年度は以下のとおり実施した。

①土佐神社所蔵資料

土佐神社（高知市一宮地区、土佐国一ノ宮）所蔵資料の整理保存・調査について、令和5年度に土蔵調査が終了し、令和6年5月にその完了報告を行ったところ、新たに土蔵資料と一連の未整理資料群が同社務所内で保管されていることが明らかになった。それらの資料に対し、新たに土蔵資料同様に仮番号付与・基礎調査作り・撮影を行った。計4日間（令和6年10月29日・12月5日・12月6日・12月24日）作業を行い、令和7年2月に土蔵資料と合わせた計4,416点の資料を確認し、現地調査を終えた。



調査風景

②個人所蔵資料

県内在住の個人の所蔵資料について、令和6年度は5件（高知市・南国市・大豊町）の調査依頼があった。資料の移管先や活用方法について相談を受けたほか、資料の記録撮影を行った。

③戦争関係聞き取り調査

旧満州引揚者を対象に、渡満の契機や満州での生活、引揚状況を中心とした聞き取り調査を行っている。調査には当館職員の他、崎山ひろみ氏（満州の歴史を語り継ぐ会）、吉尾寛氏（高知大学名誉教授）等が参加している。令和6年度は、聞き取り対象者がいなかった。また、個人所蔵の戦争関係資料について調査を始めた。

④地域資料に関する相談対応

地域資料調査に関する相談が2件（いの町・佐川町）あり、解説及び調べ方等について、文献を活用する方法を紹介した。

（3）地域研究

県内各地の歴史について、調査、編集、講座などを行う事業であるが、過疎や災害、産業や開発などの現在的な課題を意識しながら活動をしている。令和5年度より、南国市国府地区を事例に、調査内容と調査体制の拡大実験を開始し、令和6年度も引き続き調査を行った。

①地域資料調査（南国市国府地区総合調査）

かつて土佐国国府がおかれ、現在も国分寺が所在する南国市国府地区（国分・比江・左右山の3地区で構成）をとりあげ、歴史と民俗、建造物や文化財、更には人口動態や産業構造までを総合的に調査して、地域の過去と現在を記録する活動を令和5年度より開始している。令和6年度は、神社や集会所資料の調査、地元企業への聞き取り調査などを行った。従前から発刊している『地域記録集 土佐の村々』の拡大版的事業であり、最終的には報告集を発刊する予定。

なお、扱う分野が広範にわたり、且つ国府地区との共同作業も行うため、調査体制も拡大して進めている。令和6年度に実施した調査は、以下のとおり。

【令和6年度 南国市国府地区総合調査】

- ・祭礼調査（比江地区で計1回）
- ・国分地区の神社（熊野神社）の絵馬、棟札、古文書調査
- ・国分地区の集会所（国分集会所）の古文書調査
- ・国分地区の小学校（国府小学校）との祠堂合同調査
- ・国府地区企業からの聞き取り（グループホーム左右山・土佐溶材株式会社・ヤマサキ農場株式会社・日之出産業株式会社）
- ・国府地区農家（3名）からの聞き取り調査

【以下の機関・団体と協力し調査を実施】

- ・高知県史編さん室
- ・高知県立歴史民俗資料館
- ・高知大学人文社会科学部岩佐和幸研究室
- ・国府史跡保存会
- ・国府地区自治会、総代会、南国市国府公民館
- ・南国市教育委員会生涯学習課
- ・南国市立国府小学校



調査風景

②『地域記録集 土佐の村々』

過疎高齢化の進行等により失われる地域の歴史の記録保存とその後世への継承、また地域の多様な歴史文化の紹介を目的として、江戸時代の村単位で地域を調査研究し「地域記録集」という冊子にまとめる活動を行っている。令和6年度は、冊子の第5号発刊に向けた、関連文献調査及び現地調査を実施した。

③地域歴史文化展

地域の歴史文化を調査研究し、その成果を紹介する企画展の定期開催を計画している。令和6年度は次回開催について検討し、関連団体等に関する情報収集を実施した。

④出張講座

県内地域を会場に出張講座を実施している。この講座は、距離的な制約により当館の講座に参加できない方や地域を対象に、歴史資料等を紹介しながら地域の歴史を概説する内容で開講している。令和6年度は、以下のとおり開催した。

①香美市

- 日 時：令和7年1月12日（日）
午後1時30分～3時
場 所：香美市立中央公民館（香美市土佐山田町）
共 催：香美市教育委員会
題 目：「物部川流域 歴史と風景～一領具足・鎮守の杜・川と用水～」
講 師：渡部淳（当館職員）

参加人数：64名

内 容：

香美市を構成する旧物部村・香北町・土佐山田町、3地域の歴史をそれぞれの視角から取り上げ、「一領具足」では大忍庄、「鎮守の杜」では大川良布神社、「川と用水」では物部川治水事業を事例として、それぞれの地域文化の特色や多様性について考察した。



講座風景

(4) 地域歴史文化の紹介

①土佐材ワークショップ

高知県の木材を使った工作教室や体験コーナーを例年実施している。令和6年度は、ゴールデンウィークイベント（P.41、8-（4）参照）の一環として以下のとおり開催した。

日 時：令和6年5月4日（土）

午前10時～午後3時

場 所：高知城歴史博物館 北ステージ

講 師：土佐ろくろく工房、岡本忠雄氏、堀田幸生氏、
HIRAKO Lab

参 加 費：有料

参加人数：約200名

内 容：

木のペンダントづくりやバードカービングなど、高知県の木材を使ったオリジナルグッズづくりを実施した。また子ども向けに木のおもちゃ体験コーナーを設置した。



行事風景

②土佐茶のふるまい

高知県の茶生産事業者の協力を得て、観光客向けに土佐茶と関連商品の提供・販売を例年実施している。令和6年度は、ゴールデンウィークイベント（P.41、8-（4）参照）の一環として以下のとおり開催した。

日 時：令和6年5月4日（土）

午前10時～午後3時

場 所：高知城歴史博物館 北ステージ

協 力：池川茶業組合、霧山茶園、村田園芸、土佐茶流通促進協議会

参加人数：約300名

③地域散策会

地域の史跡や歴史的景観等について当館職員や地元の方が案内する催事を実施している。令和6年度は、以下のとおり開催した。

行 事 名：「四万十町で学ぶ～農業と水、政治と信仰～」

日 時：令和7年3月16日（日）

午前8時30分～午後5時

場 所：四万十町窪川地区

協 力：岩本寺、高岡神社

案 内 人：窪博正氏（岩本寺住職）、岩崎清海氏（高岡神社宮司）、渡部淳、岡本麻衣、片岡剛、島巻和加（当館職員）

参 加 費：2,000円

参加人数：23名

内 容：

①七子峠展望台・一斗俵沈下橋・上秋丸水路橋・法師ノ越水路（四万十川の流域に沿って移動しながら、高南台地区域の水利の歴史を解説、水路トンネルなどを見学）

②岩本寺・林家墓所

（隣接の家老家墓所を見学、住職による社寺の歴史と境内の見学案内、遍路巡礼者を接待する食事）

③高岡神社

（宮司による「五社」の歴史と宝物殿の見学案内）



行事風景

④土佐文化講座

産業、観光、福祉、国際交流といった多種多様な分野と連携し、土佐の歴史や文化を紹介する「土佐文化講座」の開催を令和6年度より開始した。本年度は①外国人対象、②移住者・転勤者対象の講座を各1回実施した。

①外国人対象

講座名：Kochi Castle Museum of History Japanese Cultural Experience in Tosa culture Samurai culture, Tea ceremony [Sadō]

日 時：令和6年6月23日（日）

午後1時30分～午後3時30分

場 所：高知城歴史博物館1階ホール、和室、3階展示室

共 催：高知SGG善意通訳クラブ

講 師：渡部淳（当館職員）、高知SGG善意通訳クラブ

参加人数：20名

内 容：

高知県で生活する外国人を対象に、土佐の歴史と文化紹介する講座。第1部では、土佐の地理と気候、食と文化などを紹介。第2部では、お茶の文化と侍の作法を体験。また、英語通訳による館内見学を実施。

②移住者・転勤者対象

講座名：移住者・転勤者のための土佐文化講座
～歴史・土佐弁・酒と料理～

日 時：令和6年12月22日（日）

午後1時30分～3時

場 所：高知城歴史博物館1階ホール

講 師：渡部淳、岡本麻衣、片岡剛（当館職員）

参加人数：17名

内 容：

移住・転勤などで高知在住の方を対象に、土佐の歴史・文化の基礎について紹介をする講座。土佐の地理と歴史・方言・酒と料理の基礎知識をスライドや実演で紹介。



講座風景

⑤地域文化講座

「地域」をキーワードとして、歴史や文化を調べる方法

や課題分析を学び、地域における活動を紹介する連続講座「地域文化講座」の開催を令和6年度より開始した。本年度は①地域の歴史を学ぶ②地域の歴史を調べる③地域課題の分析④地域における実践紹介の構成で全4回実施した。

①第1回 地域の歴史を学ぶ

講座名：日本近世・近代の村とその特質

日 時：令和6年7月6日（土）

午後1時30分～3時

場 所：高知城歴史博物館1階ホール

講 師：今村直樹氏（熊本大学永青文庫研究センター准教授）

参加人数：62名

内 容：

現在の集落の基となった江戸時代から続く村の歴史について諸事例・史料を紹介しながら、日本の村共同体の特質やその機能などについて考察した。

②第2回 地域の歴史を調べる

講座名：地域調査法—「神社明細帳」を読む—

日 時：令和6年10月5日（土）

午後1時30分～3時

場 所：薰的会館（高知市洞ヶ島）

講 師：渡部淳（当館職員）

参加人数：29名

内 容：

地域社会の中で大きな位置を占める神社の基本資料である「神社明細帳」をとりあげた。薰的会館での座学のあとに、小津神社境内地を散策した。

③第3回 地域課題の分析

講座名：戦後高知の過疎問題を考える

日 時：令和6年12月7日（土）

午後1時30分～3時

場 所：高知市文化プラザかるぽーと9階第2学習室（高知市九反田）

講 師：岩佐和幸氏（高知大学人文社会科学部長）

参加人数：19名

内 容：

戦後高知の大きなテーマである過疎問題を取り上げ、高度成長期以降の高知県における過疎の現状とその暮らしを通して、現代史における意味を考察した。

④第4回 地域における実践紹介

講座名：①「成山地区地域記録集の編纂について」

②「秋葉まつりの里 未来会議 発足の経緯と足跡」

日 時：令和7年3月1日（土）

午前10時～正午

場 所：高知城歴史博物館1階ホール

講 師：①いの歴史会議会長 山岡遵氏
②秋葉まつりの里 未来会議 片岡和彦氏
参加人数：38名
内 容：
地域における歴史文化活動や、地域の活性化に取り組んでいる現場からの報告二例をとりあげた。



講座風景

⑥歴史資料（古文書）調査作業見学会

自治体史の編さんや文化財保存活用計画の策定等が進められている市町村を対象に、地域資料調査の現場を実際に見てもらい地域の文化活動に活かしてもらうための「歴史資料（古文書）調査作業見学会」の開催を令和6年度より開始した。本年度は、安芸市と四万十市の2会場で実施した。

（1）安芸市

日 時：令和7年2月16日（日）
午後1時30分～3時30分
場 所：五藤家安芸屋敷（安芸市土居）
共 催：安芸市教育委員会
講 師：渡部淳、岡本麻衣、片岡剛（当館職員）
参加人数：15名

（2）四万十市

日 時：令和7年3月23日（日）
午後1時30分～3時30分
場 所：四万十市立武道館 会議室（四万十市安並）
共 催：四万十市教育委員会、高知県史編さん室
講 師：渡部淳、岡本麻衣、片岡剛（当館職員）
参加人数：17名



見学会風景

⑦お城下で見る土佐国

県内文化の保存・継承および高知市中心部の活性化に協力することを目的として、高知城や商店街等を会場に、民俗芸能を実演し紹介する「お城下で見る土佐国」を毎年開催している。令和6年度は、開館8周年記念企画（P.45、8-（4）参照）の一環として、以下のとおり開催した。

日 時：令和7年3月9日（日）

午後1時30分～2時10分

場 所：高知城歴史博物館 北ステージ

出 演：立山神社棒術獅子舞保存会

参 加 費：無料（見学自由）

参加人数：約100名

内 容：

香南市野市町の立山神社に伝わる棒術と獅子舞の演舞を実施した。また、各地域の概要及び民俗芸能を紹介するパネルを会場に展示した。



行事風景

⑧季節の郷土料理教室

県内文化の保存・継承を目的に、高知県の郷土料理を紹介する料理教室を開催した。

日 時：令和6年12月22日（日）

午前10時～午後12時30分

場 所：高知城歴史博物館1階 実習室

講 師：土佐伝統食研究会 彼末富貴氏（高知県立大学助手）

参 加 費：1,000円（材料費）

参加人数：14名

内 容：

高知の年末に食べる鯨入りの「暮れの煮物」と正月料理の土佐風の雑煮について、調理実習と試食を行った。



行事風景

(5) 高知市中心市街地との連携・協力

①板垣退助生誕祭への参加

高知市中心市街地活性化への協力及び当館のPRを目的に、天神橋通商店街が主催するイベント「板垣退助生誕祭」に参加し、自由民権運動ゆかりの石碑等を案内する「民権さんぽ」を実施した。

日 時：令和6年5月25（土）

午前10時～11時30分

場 所：高知市中心市街地

講 師：高木翔太（当館職員）

参 加 費：無料

参加人数：10名

内 容：

自由民権運動や板垣退助に関するクイズを出題しながら、高知城や商店街周辺に所在するゆかりの石碑などを案内した。



行事風景

②土曜夜市への参加

高知市中心市街地活性化への協力及び当館のPRを目的に、帯屋町商店街が主催するイベント「土曜夜市」に例年参加しており、子ども向けの体験行事を実施している。令和6年度は、以下のとおり実施した。

日 時：令和6年6月29日、7月6日・13日・20日・27
日の5日間（いずれも土曜日の午後4時～8時）

場 所：帯屋町1丁目商店街アーケード

参 加 費：無料

参加人数：2,929名

内 容：

歴代藩主をテーマとしたビー玉転がしゲームを実施した。また、開催中の企画展「武家の服飾～山内家伝来装束の世界～」にあわせ、陣羽織を描くワークショップを実施した。

③まちゼミへの参加

高知市中心市街地の地域振興を目的として、高知商工会議所等の主催で「まちゼミ」という催事が行われている。まちゼミは、中心部の参加店がそれぞれの特色を活かした講座を行う催しで、当館も例年参加している。令和6年度は、初開催の「親子まちゼミ」を含む以下の講座を実施した。

①「親子まちゼミ」（2つの講座を実施）

講 座 名：夏休みの日記帳を和本でつくろう！

日 時：令和6年7月27日（土）

午前10時～11時30分

場 所：高知城歴史博物館1階 和室

講 師：岡本麻衣（当館職員）

参 加 費：300円（材料費）

参加人数：11名

内 容：

親子を対象に和綴じの日記帳づくりの体験講座を実施した。

講 座 名：江戸時代の武器・武具を調べてみよう！

日 時：令和6年8月17日（土）

午前10時～11時30分

場 所：高知城歴史博物館1階 ホール

講 師：渡部淳（当館職員）

参 加 費：無料

参加人数：21名

内 容：

日本刀のレプリカを分解しながら構造を紹介した。また刀を身につける体験も行った。

②第18回まちゼミ

講 座 名：「土佐茶を学んで美味しいいただく」

日 時：令和7年2月15日（土）、3月1日（土）

午前10時～11時30分

場 所：高知城歴史博物館1階 和室

講 師：柿谷奈穂子氏（日本茶インストラクター）

参 加 費：300円（材料費）

参加人数：17名

内 容：

土佐茶の産地や種類、歴史などについて解説した後、美味しいお茶の淹れ方について体験を交えて紹介した。



行事風景

④龍馬生誕祭への参加

高知市商店街振興組合連合会より、「第15回龍馬生誕祭」（高知市中心街再開発協議会主催）への出展依頼があり、子ども向けの体験コーナーなどを実施した。

日 時：令和6年11月15日（金）

午後5時～8時
場所：帯屋町1丁目商店街アーケード
参加費：無料
参加人数：66名
内容：

坂本龍馬ゆかりの家紋や山内家の家紋を工作する紋切り遊びと、刀や兜のレプリカに触れられる体験コーナーを実施した。

(6) 高知県歴史文化情報の発信・紹介

①小村データ

高知県内1,000カ所以上に及ぶ江戸時代の村単位で、地域の歴史文化情報を検索・閲覧することができる「小村データ」を当館2階の閲覧室で公開している。

②高知県情報コーナー・城下町情報コーナー

当館1階の高知県情報コーナーにおいて、各市町村の史跡や名物、文化施設や催事の情報等を映像や検索端末、印刷物により来館者に対して提供した。

また同1階の城下町情報コーナーにおいて、高知の城下町の歴史や見所、商店街や文化施設の情報等を映像や検索端末、印刷物により来館者に対して提供した。

③出張ジョーハク

当館のPR等を目的に、県内市町村の文化施設を会場として、当館職員による講座やワークショップを行う企画「出張ジョーハク」を開始した。本年度は以下のとおり実施した。

行事名：出張ジョーハクin黒潮町

日 時：令和7年2月23日（日）

午前10時～午後3時

場 所：大方あかつき館

参加費：無料

参加人数：112名

内容：

企画展「高知の地震災害史～紡がれた記憶と記録～」にあわせ、南海トラフ地震の歴史を紹介する講座や見学会、また地域の歴史を紹介する歴史講座、子ども向けの貝合わせづくり体験と甲冑体験などを実施した。



行事風景

(7) 地域連携事業の普及・広報

①ホームページ・印刷物

当館ホームページ内に設けている「地域連携」のページにおいて、地域連携事業の情報発信を行った。また地域連携事業の内容を紹介したパンフレット『地域の歴史と文化の？に高知城博が答えます！』の内容を一部改訂し研修会や行事の際などに配布し周知を図った。また、「地域企画課だより」を発行し、各事業の取り組みや地域の活動を紹介した。

②講習会等

外部主催の講習会や研究会などにおいて、地域連携事業の趣旨や活動事例等を紹介している。令和6年度は、講習会等の依頼がなかった。

7 市町村文化施設連携

高知県には多彩な文化施設が存在し、規模の大小・運営の形態・取り扱う分野の違いなど千差万別で、各文化施設の課題も様々である。当館では、こうした各文化施設が有する歴史資料の調査研究の進展、成果の活用によって、各地域の文化活動の充実を図ることを目的とし、様々な活動に取り組んでいる。令和6年度は、以下の事業を行った。

(1) 市町村文化施設の諸活動に対する支援・協力

①相談窓口

市町村文化施設の資料整理・保存、調査、展示・解説など、文化施設において行われる諸分野に関する相談に対応した。情報提供や現地での共同作業のほか、当館では対応できない相談内容については適宜その分野の専門家を紹介するなどした。令和6年度は、施設リニューアルに関する内容のほか、地域資料の受け入れ及び調査整理に関するもの、文化施設の保存管理・データ管理に関するもの等16件の相談が寄せられた。また、相談内容によっては、現地へ赴き資料調査や講座・研修への講師派遣等の活動協力を実施した。

〈主な活動協力〉

月	相談機関	内容
6月	須崎市教育委員会	市内個人宅に伝わる刀剣類・巻物等の保存・受け入れについて相談があり、現地調査及び資料整理等に協力した。
	高知県史編さん室	高知県史編さん事業に関わる「歴史資料調査隊」への資料撮影研修会に講師として協力した。
11月	高知県史編さん室	旧高知県史編さん室が収集した県内旧家の資料について、調査に同行し助言を行った。



研修会風景

②所蔵資料目録編成への協力

学芸員の不在や担当職員の不足など諸事情により、収蔵資料目録が刊行されていない施設を対象として、歴史資料目録の刊行に協力した。

①津野町郷土資料館（津野町）

対象：森家資料（24点）・堅田家資料（72点）

期間：令和6年7月～令和7年3月

内容：

これまで同館が収集し受け入れた未整理の地域資料のうち、約100点について、同館の開館業務を請け負うNPO職員を中心に、同館学芸員と手分けして、概要調査や簡易クリーニング、資料撮影などの基礎的な調査を行い、資料目録を作成した。これらの目録は同館内や町立図書館で公開されている。また、残りの未調査資料についても、本支援終了後も同様のやり方で調査を継続して行う体制を構築できた。



作業風景

（2）市町村文化施設で活用できる専門情報の集約・提供

①高知に関する研究一覧刊行

明治以降に発表された高知県の歴史・考古・民俗に関する研究・文献情報を網羅的に収集する事業。明治初年～平成30年までの情報はデータベースで順次公開していく予定。令和元年度以降については、隔年毎に目録として刊行予定。令和6年度は、公開及び刊行に向けた情報

収集とデータ化作業を進めた。明治初年～平成30年までの研究・文献情報については、「高知に関する研究・文献目録データベース」に情報を追加更新（追加分：1,314件）した。また、『高知に関する研究・文献目録（歴史・考古・民俗）—令和三・四年度—』を刊行した。

②資料集作成

文化施設で広く利用される歴史資料を活字化し刊行するための事業。令和6年度は、引き続き編集方針の検討及び情報収集を行い候補資料について協議した。

（3）資料情報の共有化と公開

文化施設活動の活性化を目的として、県内の資料情報を一元化し公開する事業。令和6年度は、引き続き県内資料情報の収集とデータ化作業を行った。また、情報公開用データベースを運用し、情報共有化に向けた検討を行った。

（4）地域の文化施設活動に関わる人材の育成

①地域学芸員養成講座

市町村文化施設における協力者を養成することを目的とし、高知県内3箇所（東部・中部・西部）において全10回の講座を実施し、文化施設の諸活動に必要な技術や知識について実習を含め紹介した。令和6年度は、奈半利町・高知市・中土佐町で開催した。



講座風景

①東部会場

会場：奈半利町民会館2階 ホール（奈半利町）

会期：毎月第2土曜（全10回）

講師：片岡剛（当館職員）

登録者：13名

②中部会場

会場：高知城歴史博物館1階 実習室（高知市）

会期：毎月第1土曜（全10回）

講師：片岡剛（当館職員）

登録者：10名

③西部会場

会 場：中土佐町立文化館2階 視聴覚室（中土佐町）
会 期：毎月第3木曜（全10回）
講 師：片岡剛（当館職員）
登録者：8名

〈養成講座題目一覧〉

	題目	内容
1	オリエンテーション	博物館略史や関連法規、高知県内外の博物館の現状と課題
2	資料保存	資料を劣化から守るためにの知識と資料梱包技術
3	資料取扱	古文書のたたみ方や、紐の結び方など資料取扱の基礎
4	資料調査	調査カードの採録と資料の撮影方法
5	公開（展示）	展示作業道具の紹介と展示実習、展示準備に必要な郷土史の調べ方
6	普及	博物館が行う生涯学習と学校教育の現状と課題
7	広報	博物館情報を発信するための広報戦略
8	総括	全体のまとめと復習
通年	古文書	資料調査に役立つ古文書解読の基礎と応用

②専門技術に特化した講座

過去の養成講座受講生を対象に、より専門性の高い知識と技術の習得を目指すフォローアップ研修を実施する講座。令和6年度は、地域資料の整理や撮影、調査カードの採録などの技術を高めるため、実習形式で現地調査を行った。

①津野町森家・堅田家資料調査（全2回）

場 所：片岡直輝・直温生家（津野町）
日 時：第1回（令和6年9月9日）
第2回（令和6年10月24日）
(各回：午後1時～4時)

講 師：片岡剛、岡本麻衣（当館職員）

参加者：9名（延べ）

※目録編成支援事業と同時開催（P.37、7 – (1) – ②所蔵資料目録編成への協力参照）

②中土佐町旧町村資料調査（全2回）

場 所：中土佐町立文化館（中土佐町）
日 時：第1回（令和7年2月20日）
第2回（令和7年3月13日）
(各回：午後1時～4時)

講 師：片岡剛（当館職員）

参加者：13名（延べ）

※地域学芸員養成講座と同時開催（P.38、7 – (4) – ①地域学芸員養成講座参照）

（5）こうちミュージアムネットワークの事務局担当

県内の「文化」に関する団体・個人約80機関が所属する県内最大の文化ネットワーク「こうちミュージアムネットワーク」の事務局を担当し、庶務・経理事務にあたった。

また、高知県地域観光課より依頼を受け、こうちミュージアムネットワーク主催「どっぷり高知旅」関連企画（令和6年6月～令和7年3月）の連絡調整事務を担当した。



関連企画冊子

8 広報

高知城歴史博物館の事業は、保存、調査研究、展示公開、教育普及、さらには地域振興・観光振興への寄与と多岐に渡り、当館はこれに基づいて様々な事業を展開している。広報は、これらの活動に関する情報を特に利用者拡大の視点から横断的かつ統一的に発信するとともに、博物館活動の周知とその社会的意義に対する認知向上、理解向上を促進するために広報活動に取り組んでいる。

令和6年度は以下のようない活動を中心事業を行った。

（1）広報

自主媒体による広報としては、広報紙「城博ニュース」の定期発行、企画展や講座・催し物ごとに制作するポスター・チラシの配布、パンフレットおよび年間スケジュールリーフレットの発行、ホームページおよびSNSを活用した情報発信を行っている。メディア向けには、主に展示や講座・行事等の開催にあわせてプレスリリースを行い、随時取材対応、各種媒体への情報提供を行っている。

①広報紙「城博ニュース」の発行

企画展や講座・催し等の開催情報のほか、当館収蔵資料の魅力や様々な博物館活動を周知する目的で定期的に発行している。



令和6年5月15日号



令和6年8月9日号



年間スケジュールリーフレット



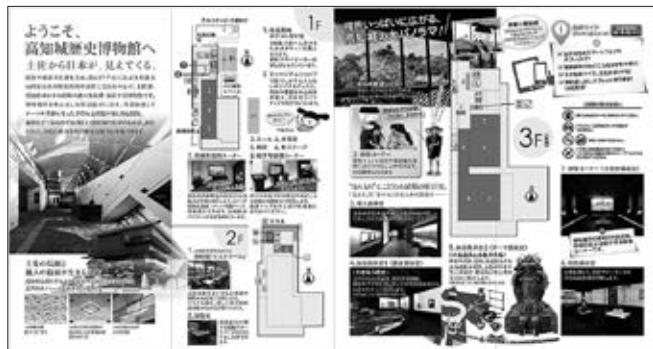
令和6年11月27日号



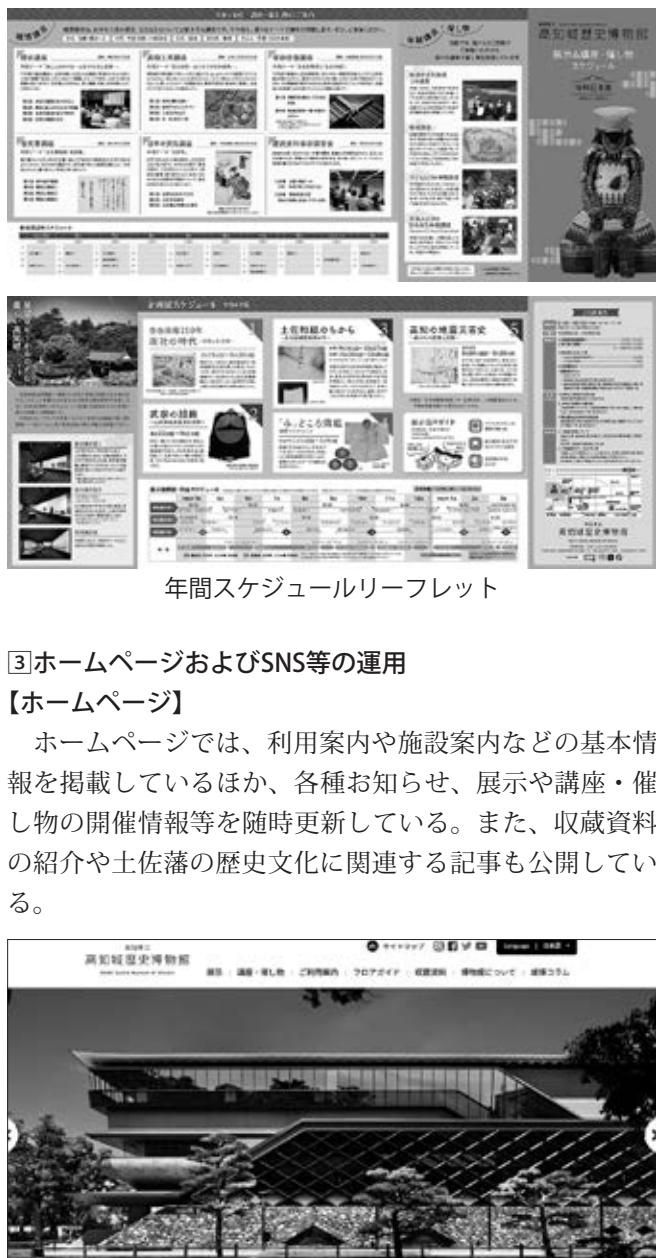
令和7年1月31日号

②広報ツールの発行

博物館紹介パンフレット、年間スケジュールリーフレットを発行し、年間を通して配布している。また、広報イベントを開催する際にはチラシ等も制作し、広報を行っている。



博物館紹介パンフレット



ホームページトップ画面（一部）

【SNS等】

X (旧Twitter)、Facebook、Instagramのアカウントを運用し、各種お知らせや展示・催し物等の開催情報のほか、学芸員による展示の見どころやミニ知識、博物館の活動紹介などを随時発信している。

また、新たにLINE公式アカウントを開設し、展示・催し物等をはじめとした情報の細やかな発信に取り組んだ。

④メディア対応等

企画展や行事等の開催にあわせて各種メディア・媒体へのプレスリリースを行い、事業担当者と協力して取材対応や情報提供等を行った。

また、高知県内での周知を目的に、県発行の広報誌および県内各市町村が発行する自治体広報誌への情報掲載依頼も定期的に行なった。

⑤出張広報活動

県民へのPRを目的に館外でのイベント等を実施している。令和6年度は、高知市中心商店街で開催された「板垣退助生誕祭」(5月)、「土曜夜市」(7月)、「龍馬生誕祭」(11月)に参加した。(P.35「高知市中心市街地との連携・協力」参照)また、黒潮町にて「出張ジョーハク」(2月)を開催した。(P.36参照)

(2) 宣伝・広告

テレビCMや広告等を実施し、企画展等事業の認知向上、誘客促進に取り組んだ。令和6年度は、主に以下の宣伝・広告を実施した。

【企画展「武家の服飾～山内家伝来装束の世界～」・夏休みキッズデーテレビCM】(令和6年7月25日～27日、8月1日～3日、15日～17日)



【企画展「土佐和紙のちから～文化財補修用紙の今～」テレビCM】(令和6年10月9日～15日)



【企画展「土佐和紙のちから～文化財補修用紙の今～」高知市中心商店街アーケード広告】(令和6年10月1日～31日)



【夏休みキッズデー 「こうち探検ミュージアム」表紙広告】(令和6年7月)



(3) 誘客の取組

①旅行会社へのPR

観光客等の誘客の取組として、随時、旅行会社等へのPRや旅行商品の企画・造成への協力を実施している。

②高知城敷地内へのPR看板設置

高知城来場者の誘客を目的に、高知城敷地内に当館PR看板を設置している。

(4) 広報イベントの開催

博物館のPRおよび誘客向上を目的に、大型連休等にあわせて日本や高知の歴史や文化をテーマとした様々な企画等を開催している。令和6年度は主に以下の企画を実施した。

①城博のGW（ゴールデンウイーク）

5月の大型連休にあわせ家族客や観光客等にも博物館を楽しんでいただけるよう以下の企画を開催した。

①ジョーハク土佐の市

日 時：令和6年5月3日（金）

午前10時～午後3時

場 所：高知城歴史博物館 北ステージ

参加人数：約100名

内 容：

高知県の伝統工芸品や特産品の販売と体験ワークショップを実施した。



行事風景

②令和の民権懇親会

日 時：令和6年5月3日（金）

午前10時～午後3時

場 所：高知城歴史博物館 北ステージ

協 力：土佐和太鼓文化研究所「一響館」龍、日本
抜刀道連盟高知支部 興武館、天神橋通商店
街振興組合

参加人数：約300名

内 容：

企画展「自由民権150年 政社の時代」にあわせた関連企画として、和太鼓の演奏、手裏剣体験と抜刀術実演、板垣退助誕生地の商店街と連携した「民権お土産バス」、企画展の解説会を実施した。

③憲法記念日恒例講座

日 時：令和6年5月3日（金）

午前10時～11時

場 所：高知城歴史博物館 1階 ホール

講 師：渡部淳（当館職員）

参 加 費：無料

参加人数：15名

内 容：

「土佐藩の法—衣類統制と違反者の処罰—」と題し、幕府と土佐藩の衣類統制に関する法令等を紹介した。

④土佐材ワークショップ

日 時：令和6年5月4日（土）

午前10時～午後3時

場 所：高知城歴史博物館 北ステージ

参 加 費：有料

参加人数：約200名

(P.32、6－(4) 参照)

⑤おいしい！土佐茶のふるまい

日 時：令和6年5月4日（土）

午前10時～午後3時

場 所：高知城歴史博物館 北ステージ

参 加 費：無料

(P.32、6－(4) 参照)

⑥土佐のあれこれ紹介コーナー

日 時：令和6年5月4日（土）

午前10時～午後3時

場 所：高知城歴史博物館 1階 エントランス

参 加 費：無料

参加人数：約200名

内 容：

高知の歴史、土佐弁、食などについて、パネル展示等で紹介した。

⑦ジョーハクものづくり教室

日 時：令和6年5月5日（日）

午前10時～午後3時

場 所：高知城歴史博物館 1階 北ステージ

講 師：造形教室、WASHI ORIORI

参 加 費：有料

参加人数：82名

内 容：

土佐和紙を使った子ども向け工作教室を実施した。



行事風景

⑧武士の装い体験

日 時：令和6年5月5日（日）

午前10時～午後3時

場 所：高知城歴史博物館 1階 北ステージ

参 加 費：無料

参加人数：35名

内 容：

刀や甲冑のレプリカを身につける体験を実施した。

⑨その他

・体験コーナー設置（3日～5日、1階ホール）

- ・キッチンカー出店（4日～5日、北ステージ）
- ・やまとよん着ぐるみ登場（3日～5日、館内）

②夏休みキッズデー

夏休みにあわせて家族客や観光客等にも博物館を楽しんでいただけるように下記の企画を実施した。

日 時：令和6年7月27日（土）・28日（日）、8月
3日（土）・4日（日）・17日（土）・18日（日）

参加人数：1,151名（体験コーナー）、666名（缶バッジ）
内 容：

小学生以下の子どもの同伴者2名まで観覧無料。また、刀や兜のレプリカに触れられる「わくわく！体験コーナー」を実施。また、小学生以下の展示観覧者を対象に、家紋缶バッジのプレゼントを実施した。その他曜日には、親子で高知の自然や文化に親しんだり、季節感を味わえるような体験企画を以下通り実施した。

①尾長鶴のうちわをつくろう

日 時：令和6年7月28日（日）
午前10時～午後3時

場 所：高知城歴史博物館1階 エントランス
講 師：サトウユキエ氏（切り絵作家・デザイナー）
協 力：（公財）高知県文化財団

参 加 費：500円
参加人数：33名

②浴衣着付け体験

日 時：令和6年7月28日（日）
午前10時～正午、午後1時～午後3時
場 所：高知城歴史博物館1階 和室
講 師：高知文化服装専門学校
参 加 費：無料
参加人数：35名



行事風景

③ゴリすくい体験

日 時：令和6年8月4日（日）
午前10時～午後3時

場 所：高知城歴史博物館 北ステージ
協 力：仁淀川漁業協同組合
参 加 費：無料
参加人数：約760名



行事風景

④カツオの一本釣り体験

日 時：令和6年8月4日（日）

午前10時～午後3時

場 所：高知城歴史博物館 北ステージ
協 力：高知かつお漁業協同組合
参 加 費：無料
参加人数：約75名

⑤鯨車絵付ワークショップ

日 時：令和6年8月4日（日）
午前10時～午後3時

場 所：高知城歴史博物館1階 エントランス
講 師：かわぞえうどう氏（造形作家・イラストレー
ター）
協 力：（公財）高知県文化財団
参 加 費：500円
参加人数：26名



行事風景

⑥竹の水鉄砲づくり

日 時：令和6年8月18日（日）
午前10時～午後3時

場 所：高知城歴史博物館 北ステージ
講 師：堀田幸生氏（木育インストラクター）
参 加 費：300円
参加人数：50名

⑦親子で甲冑体験

日 時：令和6年8月18日（日）
午前10時～午後3時
場 所：高知城歴史博物館1階 エントランス
協 力：土佐長宗我部鉄砲隊、（公財）高知県文化財団
参 加 費：無料
参加人数：50名



行事風景

⑧その他

- ・かき氷出店（日曜日の3日間、北ステージ）
- ・氷柱の設置（日曜日の3日間、北ステージ）

③秋期イベント

秋の連休や祝日等にあわせ、多くの方に博物館に親しんでいただけよう、下記の通り開催中の企画展に関連したイベント等を実施した。

①ジョーハク秋のワークショップ

日 時：令和6年9月22日（日）、10月13日（日）
午前10時～午後3時

場 所：高知城歴史博物館1階 エントランス他
参 加 費：無料
参加人数：431名

内 容：

子どもから大人までを対象とした「紋切りあそび」や「やまびょんのペーパークラフト」等の工作体験を実施した。また刀や兜のレプリカに触れられる「わくわく！体験コーナー」を実施した。

②土佐和紙ワークショップ

日 時：令和6年11月3日（日）
午前10時～午後3時
場 所：高知城歴史博物館1階 ホール、北ステージ
講 師：井上みどり氏（井上手漉き工房）、笑描きつる子氏（イラストレーター）、上東を愛する会
協 力：鹿敷製紙（株）、（公財）高知県文化財団
参 加 費：工作体験のみ有料（500円）
参加人数：141名

内 容：

企画展「土佐和紙のちから～文化財補修用紙の今～」の関連企画として、土佐和紙の原料である楮とそれをめぐる人々の姿を紹介した映画「明日をへぐる」の上映会の他、工作体験「土佐和紙で作る彩りアート」、楮の表皮を剥ぎ取る「楮へぐり体験」を実施した。

④博物館に初もうで

正月休みの家族客や帰省客等に博物館を楽しんでいただけるように下記の企画を実施した。

①お正月特別体験コーナー

日 時：令和7年1月1日（水）～3日（金）

午前10時～午後3時

場 所：高知城歴史博物館1階 ホール、実習室、北ステージ

参 加 費：無料

参加人数：1,707名

内 容：

羽子板やコマ回し、福笑いや書き初めなどお正月にちなんだ体験の他、刀や兜のレプリカに触れられるコーナーを設置した。

②オリジナル絵馬＆やまびょんおみくじ

日 時：令和7年1月1日（水）～3日（金）

午前10時～午後3時

場 所：高知城歴史博物館1階 エントランス

料 金：500円（観覧券提示で300円）

参加人数：65名

内 容：

当館オリジナル絵馬と、当館キャラクター「やまびょん」にちなんだおみくじの販売を実施した。

③土佐凧づくり

日 時：令和7年1月3日（金）

午前10時～11時30分、午後1時～2時30分

場 所：高知城歴史博物館1階 実習室

講 師：野市町土佐凧保存同好会

参 加 費：500円

参加人数：20名

内 容：

土佐凧の特徴を紹介しながら、参加者が絵を描いたり組立てたりして土佐凧づくりを行った。



行事風景

④新春呈茶

日 時：令和7年1月3日（金）
午前10時～午後3時
場 所：高知城歴史博物館1階 和室
参 加 費：500円
参加人数：65名
内 容：
当館所蔵の「生菓子図案集」から再現した正月らしい和菓子と抹茶を提供した。

⑤新春ステージ

日 時：令和7年1月3日（金）
午前10時30分～午後2時
場 所：高知城歴史博物館 北ステージ
出 演：赤野獅子舞保存会、高知小津高等学校書道部、
日本拔刀道連盟高知支部 興武館
参 加 費：無料
参加人数：364名
内 容：
新春にちなみ、獅子舞の演舞や書道パフォーマンス、
拔刀術の演舞を実施した。



行事風景

⑥その他

- ・キッチンカー出店（3日、北ステージ）
- ・やまとよん着ぐるみ登場（3日、館内）

⑤開館8周年イベント「城博の日」

例年、3月初旬の土、日曜日に、開館記念行事を開催している。令和6年度は、3月8日（土）、9日（日）を観覧料無料とし各日先着200名にオリジナルグッズのプレゼントも実施した。また、以下の記念行事等を開催した。

①学芸員による展示の楽しみ方ミニ解説

日 時：令和7年3月8日（土）
午前10時、午後1時（各回約20分）
9日（日）午前9時45分、11時45分、午後
1時（各回約20分）
場 所：高知城歴史博物館3階 展示室
参 加 費：無料
参加人数：133名
講 師：藤田雅子、尾本師子、高木翔太、水松啓太、
丸塚花奈子（当館職員）

②バックヤードツアー＆保存修理技術の体験

日 時：令和7年3月8日（土）
午前11時、午後1時（各回約1時間）
場 所：高知城歴史博物館バックヤード、1階 和室
参 加 費：無料
参加人数：23名
講 師：田井東浩平（当館職員）

③記念講座「土佐藩の村人たち」

日 時：令和7年3月8日（土）
午前11時～正午
場 所：高知城歴史博物館1階 ホール
参 加 費：無料
参加人数：64名
講 師：渡部淳（当館職員）

④博物館バックヤードツアー～博物館の裏がわを探検してみよう！～

P.25、博物館バックヤードツアー～博物館の裏がわを探検してみよう！～を参照

⑤歴史資料の保存＆取扱い体験コーナー

日 時：令和7年3月8日（土）
午前10時～午後3時
場 所：高知城歴史博物館1階 実習室
参 加 費：無料
参加人数：約180名

⑥わくわく！体験コーナー

日 時：令和7年3月8日（土）、9日（日）
午前10時～午後3時
場 所：高知城歴史博物館 北ステージ
参 加 費：無料

参加人数：約583名

⑦「土佐の歴史と文化」紹介コーナー

日 時：令和7年3月8日（土）、9日（日）
午前10時～午後3時
場 所：高知城歴史博物館1階 エントランス

⑧ミュージアムコンサート



当日の様子

⑨その他

- ・「お城下で見る土佐国～立山神社の棒術・獅子舞～」
P.34、⑦お城下で見る土佐国を参照
- ・「土佐藩主山内家墓所特別公開」
P.47、2—(1) 土佐藩主山内家墓所管理事業を参照

⑥大型客船寄港にあわせたイベント

高知新港に年間をとおして多数の外国大型客船が寄港している。主に乗客の外国人観光客を対象に以下の体験企画を開催した。

日本文化体験「JAPANESE ORIGAMI EXPERIENCE」

日 時：令和6年11月23日（日）
午前10時～正午
場 所：高知城歴史博物館3階 ロビー
参 加 費：無料
参加人数：13名



当日の様子

⑦その他

来館者サービスや誘客向上を目的に時節にあわせた特別企画を開催している。令和6年度は以下の企画を行った。

①ジョーハクの門松

日 時：令和6年12月22日（日）
午前9時30分～10時
場 所：高知城歴史博物館 北ステージ
講 師：西本達弘氏
参 加 費：無料
参加人数：35名

9 文化施設連携

(1) こうちミュージアムネットワーク

こうちミュージアムネットワークに参加し、事務局、及び幹事館として「地域資料調査部会」を担当した。部会では4月17日発生した豊後水道地震に伴って高知県西部地域の文化施設を対象に被災情報の収集を行ったほか、文化財防災に係る研修会を開催した。

(2) 土佐藩・土居関係機関連携協議会

平成25年、安芸市立歴史民俗資料館、佐川町立青山文庫、宿毛市立宿毛歴史館の3館と「土佐藩・土居関係資料所蔵博物館連携協定」を締結した。この協定は、土佐藩における藩主、土居付家老を主要なテーマの一つとして活動している4館が、資料の整理保存、調査研究、展示公開、教育普及などの博物館活動を連携して実施するために結ばれたもので、当館が事務局を担当している。

令和6年度は、従来の4館に新たに四万十町教育委員会・本山町教育委員会を加え、6機関による協議会が発足した。協議会発足にあたっては、従来の土居連携活動をより幅広く柔軟に行えるよう、活動規約を定め、加入機関内で共有された。なお、当館は同協議会の会長館及び事務局を務める。

(3) 高知お城下文化施設の会

平成28年、高知市中心部に所在する文化施設の連携組織「高知市中心部文化施設の会（通称：お城下ネット）」が発足した。同会は、高知市中心部の博物館・図書館等の文化施設が相互に連携することにより、各施設が行う事業の充実と利用促進を図り、高知県・高知市の文化振興、観光振興および高知市中心部の活性化に文化面から寄与することを目的としており、事務局である当館の他、オーテピア高知図書館、高知県立文学館、高知城、高知市立龍馬の生まれたまち記念館、高知みらい科学館、横山隆一記念まんが館が参加している。令和6年度は、主な活動として、①合同イベント「第8回お城下文化の日」の

開催、②印刷物「令和7年度お城下文化手帳」の編集を
以下のとおり実施した。

①「第8回お城下文化の日」

高知市中心部の活性化および文化振興、各施設への誘客促進を目的に「第8回お城下文化の日」を開催し、各施設を会場として「1日限定企画」、「合同ワークショップ」、「まちあるき企画」、「スタンプラリー企画」を以下のとおり実施した。

開催日：令和6年11月17日（日）

場所：各施設、帯屋町2丁目商店街アーケード

参加人数：催事全体約2,693名（当館関係220名）

内容：

当館は1日限定企画として、北ステージにて刀や兜のレプリカに触れられる体験コーナーを実施した。また、合同ワークショップでは、帯屋町2丁目商店街アーケードにて折り紙や紋切りなど紙遊び体験と甲冑のレプリカを身につけられる体験コーナーを実施した。また、城下町エリアの歴史文化を紹介する街歩きや、他団体主催イベントと連携したスタンプラリーも実施し、景品として当館オリジナルグッズと無料観覧券を提供了。



合同ワークショップ風景

②「令和7年度お城下文化手帳」

高知市中心部における文化振興、来街者の増加・回遊促進、各施設への入館者増などを目的に、県民及び観光客を対象とした中心部の文化情報を紹介する印刷物「お城下文化手帳」を発行している。令和6年度は、参加施設情報や中心部マップ、まちあるきコース等の情報を掲載した令和7年度版を編集・発行した。

第3章 土佐山内記念財団について

1 管理と運営

(1) 理事会・評議員会

理事会並びに評議員会では重要事項等を審議している。

●理事 7名 (令和7年3月31日現在)

井奥 和男	高知県社会福祉協議会会長
山内 豊浩	山内家代表
五藤栄一郎	富士書房代表取締役社長
西山 彰一	宇治電化工業代表取締役会長
佐竹 慶生	高知放送相談役
池上 香	高知県文化生活部長
渡部 淳	高知県立高知城歴史博物館長

●監事 2名 (令和7年3月31日現在)

廣光 良昭	税理士
吉田 佳史	四国銀行事務統括部長

〈理事会〉

- 令和6年5月30日(木)午前9時55分～11時10分

場所：高知県立高知城歴史博物館1階 ホール

第1号議案 令和5年度事業報告及び収支決算について

第2号議案 令和6年度第1回評議員会の開催日時及び審議事項について

報告事項① 公益財団法人土佐山内記念財団の相談役について

報告事項② 公益財団法人土佐山内記念財団特定費用準備資金について

報告事項③ 理事長の職務執行状況について

- 令和7年3月17日(月)午前9時55分～10時55分

場所：高知県立高知城歴史博物館1階 ホール

第1号議案 令和7年度事業計画及び収支予算について

第2号議案 令和6年度第2回評議員会の開催日時及び審議事項について

報告事項① 令和6年度補正予算について

報告事項② 理事長の職務執行状況について

●評議員 8名 (令和7年3月31日現在)

広末 幸彦	高知県商店街振興組合連合会理事長
石川 充宏	高知大学名誉教授
釣井 龍秀	NPO法人豊永郷民俗資料保存会理事長
矢木 伸欣	宿毛市立宿毛歴史館長
下司眞由美	愛仁園園長
井上 良介	テレビ高知相談役
濱川 智明	高知県教育次長
三木 敏生	高知県文化生活部副部長

〈評議員会〉

- 令和6年6月17日(月)午後1時25分～2時30分

場所：高知県立高知城歴史博物館1階 ホール

第1号議案 令和5年度事業報告及び収支決算について

第2号議案 任期満了に伴う評議員の選任について

報告事項① 公益財団法人土佐山内記念財団の相談役について

報告事項② 公益財団法人土佐山内記念財団特定費用準備資金について

- 令和7年3月25日(火)午後1時55分～2時50分

場所：高知県立高知城歴史博物館1階 ホール

第1号議案 令和7年度事業計画及び収支予算について

第2号議案 辞任に伴う理事・評議員・監事の選任について

報告事項① 公益財団法人土佐山内記念財団役員報酬等に関する規程の一部改正について

報告事項② 令和6年度補正予算について

2 財団自主事業

(1) 土佐藩主山内家墓所管理事業

公益財団法人土佐山内記念財団は、平成28年3月1日に国史跡に指定された土佐藩主山内家墓所の管理団体となっている。山内家墓所は、経年劣化による墓標表面の剥落や墓域を区切る石垣の崩落等がみられ、文化財保護の観点から早急に保全に努める必要がある。

山内家墓所を確実に後世に継承するため、管理団体として、次の事業を行った。

歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業	<ul style="list-style-type: none">枝折れや倒木となる危険性のある支撑木の伐採。整備工事として既存仮設道の修繕と墓域9地区の仮設坂路新設及び、墓域4・9地区の石垣崩落石撤去を実施。整備方法等について指導・助言を受けるために土佐藩主山内家墓所整備活用委員会を2回開催。広報のため令和4・5年度に実施した整備事業の概要パンフレットを3,000部印刷したほか、現地の工事用仮囲に整備工事の進捗状況を図示した掲示物を作成し掲示した。
墓所の保存・活用その他管理に関する事業	<ul style="list-style-type: none">墓所内の温湿度環境調査を実施。崩壊の恐れのある傾斜地と石垣の変位観測及び傾斜計の移設を実施。枯損し倒れた樹木の撤去。墓域10地区南斜面の寒竹類の伐採。
墓所の公開	<ul style="list-style-type: none">令和7年3月8日(土)、9日(日)に墓所特別公開を実施(32名参加)。

(2) 山内基金

当財団では、平成28年度より、「学術研究・文化学術

振興活動助成金」(通称：山内基金)という名称の公募型助成制度を開始した。この制度は、高知県の歴史や文化に関する学術研究あるいは高知県内の地域を対象に文化的活動・教育的活動等を行なう個人もしくは団体の方を対象に、助成金を交付し、高知県における学術・芸術・文化活動の振興に寄与しようとするものである。

令和6年度 助成採択者

[研究部門]

①氏 名：西土佐やまもりーず（梨千春氏）

内 容：「木馬道と木馬及び土佐在来式炭窯の歴史と文化、技術の継承」

②氏 名：安岡達仁氏

内 容：「高知城歴史博物館蔵「長帳」所収近世初期史料の整理・研究」

③氏 名：宝蔵院流槍術 土佐稽古会（鈴木誠氏）

内 容：「土佐のハナガガシ現況調査」

④氏 名：柏木健司氏

内 容：「龍河洞（高知県香美市）の開洞前の歴史を洞内文字記録からひも解く」

[地域部門]

⑤氏 名：いの史談会（山岡遵氏）

内 容：「いの史談会結成50周年記念事業」

⑥氏 名：都築積代氏

内 容：「百姓一揆の史跡を後世へ残し維持していく」

(3) 地域の課題解決支援事業

当財団では、県内で歴史や文化に関する活動等を行っている団体や文化施設の職員、個人等の知識・技術の向上を図り、ひいては県域の文化振興につなげることを目的に「地域の課題解決支援事業」を実施している。令和6年度は、企画展「土佐和紙のちから～文化財補修用紙の今～」の開催に合わせ、紙の関係者やいの町周辺の住民をバスで招待し、施設見学や意見交換等を行った。

また、県主催の「第2回土佐の伝統芸能まつり」のサブ会場となったため、高知県内の住民をバスで招待した。

(4) 国分寺古文書調査事業

国分寺（南国市）からの委託事業として、平成26年度から同寺所蔵の古文書調査を進めている（同28年度～令和元年度中断、同2年度再開）。

令和6年度は、資料翻刻及び資料集発刊のため原稿作成を行い、『土佐国分寺古文書資料集 第一集』を編集・印刷し委託者国分寺に納入した。

(5) 定福寺所蔵古文書資料調査事業

定福寺（大豊町）からの委託事業として、令和6年度より同寺所蔵の古文書調査を開始した。

本年度は、古文書のクリーニング・番号付けなど整理作業と資料撮影を行った。

資料1

高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例

高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

○高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例 (平成27年7月17日条例第51号)

高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例 (設置)

第1条 旧土佐藩主山内家に伝來した山内家資料を核として、近世から近代までに至る高知の歴史文化に関する資料等（以下「資料等」という。）を保存し、調査研究し、展示し、及び教育普及に活用することにより、県民文化の振興に寄与するとともに、県内の文化施設及び地域と連携して歴史及び文化による交流を支援することにより、地域振興及び観光振興に寄与するため、高知県立高知城歴史博物館（以下「博物館」という。）を高知市に設置する。

（指定管理者による管理等）

第2条 博物館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって、知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせるものとする。

2 前項の規定により指定管理者に博物館の管理を行わせる場合においては、知事は、指定管理者の指定を受けようとするものを公募するものとする。ただし、博物館の適正な管理を確保するため公募を行わないことについて相当の理由がある場合は、知事が適当であると認める法人その他の団体を指定管理者の候補者として選定することができる。

3 前項ただし書の規定に基づく指定管理者の候補者の選定に当たっては、知事は、第20条各号に掲げる書類の提出を求め、第21条第1項各号に掲げる選定の基準に照らして判断するものとする。

（休館日）

第3条 博物館の休館日は、12月27日から翌年の1月1日までとする。ただし、知事が特に必要があると認めたとき又は指定管理者が必要があると認める場合であってあらかじめ知事の承認を得たときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

（開館時間）

第4条 博物館の開館時間は、月曜日から土曜日までは午前9時から午後6時まで、日曜日は午前8時から午後6時までとする。ただし、博物館のホール、実習室及び和室にあっては、午前9時から午後10時までとする。

2 知事が特に必要があると認めたとき又は指定管理者が必要があると認める場合であってあらかじめ知事の承認を得たときは、前項に規定する開館時間を変更することができる。

3 前項の規定にかかわらず、指定管理者があらかじめ知事の承認を得た範囲内で、指定管理者が必要があると認めたときは、事前に知事に届け出ることにより第1項に規定する開館時間を延長することができる。
(施設の利用の許可等)

第5条 博物館のホールその他の施設（その附属設備を含む。以下「利用施設」という。）を利用しようとする者は、指定管理者（博物館の管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、知事。以下この条並びに次条から第8条まで及び第10条において同じ。）の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可をしないことができる。

- (1) 利用の目的が博物館の設置の目的に反するとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

(3) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。第10条第1項第4号において同じ。）の活動に利用されると認めるとき。

(4) 博物館の管理上支障があると認めるとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、利用施設を利用させることが不適当であると認めるとき。

3 博物館の特別展示室その他の展示区画については、指定管理者が特に必要があると認める場合に限り利用を許可するものとする。

4 指定管理者は、第1項の許可に博物館の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

（写真等の撮影等の許可等）

第6条 博物館において業として写真若しくは映画を撮影しようとする者又は博物館（屋外に限る。）において博物館の設置の目的に関連する催物を行おうとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可に博物館の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

（資料等の撮影等の許可等）

第7条 学術研究その他の目的のため博物館の資料等の撮影、複写、模写、模造等をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 前項の場合において、博物館の資料等は、指定管理者が特に必要があると認める場合を除き、博物館以外の場所で利用することができない。

3 指定管理者は、第1項の許可に博物館の資料等の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

（利用する者の責務）

第8条 博物館を利用する者は、博物館の秩序を尊重し、この条例及びこの条例に基づく規則の規定並びに指定管理者及びその命を受けた者の指示に従わなければな

らない。

(権利の譲渡等の禁止)

第9条 第5条第1項、第6条第1項又は第7条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、当該許可に伴う権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(許可の取消し等)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第5条第1項、第6条第1項若しくは第7条第1項の許可を取り消し、利用等を停止させ、又は第5条第4項、第6条第2項若しくは第7条第3項の規定に基づく許可の条件を変更することができる。

- (1) 利用者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又は指定管理者若しくはその命を受けた者が指示した事項に違反したとき。
- (2) 利用者が第5条第4項、第6条第2項又は第7条第3項の規定に基づく許可の条件に違反したとき。
- (3) 利用者が第5条第1項、第6条第1項若しくは第7条第1項の許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正の手段によって第5条第1項、第6条第1項若しくは第7条第1項の許可を受けたとき。
- (4) 暴力団の活動に利用されると認めるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、博物館の管理上特に必要があると認めるとき。

2 前項の場合において、利用者に損害が生じても、指定管理者は、賠償責任を負わない。ただし、同項第5号の規定に該当する場合における同項の規定に基づく処分をした場合であって、当該処分が指定管理者の都合によるときは、この限りでない。

(利用料金の納付)

第11条 博物館が展示する資料等を観覧する者（以下「観覧者」という。）又は利用者（営利以外の目的で第7条第1項の許可を受けた者を除く。次条及び第16条第1項において同じ。）は、第13条の規定により定められた博物館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）（1件の許可に係る利用料金の額が100円未満となる場合にあっては、100円とし、1件の許可に係る利用料金の額に10円未満の端数を生じたときは、当該端数を10円に切り上げる。）を指定管理者に納付しなければならない。ただし、観覧者が、知事が別に定めるところにより交付する高知県長寿手帳を所持する65歳以上の県民その他規則で定める者である場合は、この限りでない。

(利用料金の収受)

第12条 指定管理者は、観覧者又は利用者が納付する利用料金を当該指定管理者の収入として收受するものとする。

(利用料金の承認)

第13条 利用料金の額は、別表第1に定める基準額、別

表第2に定める基準額及び別表第3に定める計算単位当たりの基準額にそれぞれ消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額並びに当該消費税の額に高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を、当該別表第1に定める基準額、別表第2に定める基準額及び別表第3に定める計算単位当たりの基準額にそれぞれ加えて得た額（当該額に10円未満の端数があるとき（計算単位当たりの基準額が100円未満である場合にあっては、当該額に1円未満の端数があるとき）は、当該端数を切り捨てた額。以下この項において「税込み基準額」という。）に0.5を乗じて得た額から税込み基準額に2を乗じて得た額までの範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めるものとする。ただし、企画展に係る1人1回当たり（20人以上の団体である場合を含む。）の利用料金の額については、その都度指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めるものとする。

2 前項の利用料金の額を変更しようとするときは、指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得るものとする。（利用料金の減免）

第14条 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定める要件に該当すると認めたときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の還付)

第15条 指定管理者が既に収入として收受した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める要件に該当すると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(観覧料及び使用料)

第16条 博物館の管理を指定管理者が行うことができない場合は、第11条本文の規定にかかわらず、観覧者は観覧料を、利用者は使用料（1件の許可に係る使用料の額が100円未満となる場合にあっては、100円とし、1件の許可に係る使用料の額に10円未満の端数を生じたときは、当該端数を10円に切り上げる。）を県に納付しなければならない。

2 観覧料の額は、別表第1に定める基準額に消費税法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を当該基準額に加えて得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。以下この項において「税込み基準額」という。）に0.5を乗じて得た額から税込み基準額に2を乗じて得た額までの範囲内において規則で定めるものとする。ただし、企画展に係る1人1回当たり（20人以上の団体である場合を含む。）の観覧料の額については、知事がその都度定めるものとする。

3 使用料の額は、別表第2に定める基準額及び別表第3に定める計算単位当たりの基準額にそれぞれ消費税法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額並びに当該消費税の額に高知県税条例第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を、当該別表第2に定める基準額及び別表第3に定める計算単位当たりの基準額にそれぞれ加えて得た額（当該額に10円未満の端数があるとき（計算単位当たりの基準額が100円未満である場合にあっては、当該額に1円未満の端数があるとき）は、当該端数を切り捨てた額。以下この項において「税込み基準額」という。）に0.5を乗じて得た額から税込み基準額に2を乗じて得た額までの範囲内において、規則で定めるものとし、別表第2の1の表備考4及び同表の2の表備考3並びに別表第3の1の表備考4の規定の適用については、これらの規定中「利用料金」とあるのは、「使用料」とする。

4 観覧料及び使用料の減免及び還付については、前2条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「利用料金」とあるのは「観覧料及び使用料」と、第14条中「指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定める要件に該当すると」とあるのは「知事は、特に必要があると」と、前条中「指定管理者が既に収入として収受した」とあるのは「既に納付された」と、「指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める要件に該当すると」とあるのは「知事が特別の理由があると」と読み替えるものとする。

（旅行業者等の取扱いによる観覧）

第17条 第11条本文及び前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者の取扱いによる観覧については、当該各号に掲げる者が、第13条の規定により定められた（第14条の規定に基づき減額したときを含む。）利用料金（団体の場合にあっては、その合計額）の9割に相当する金額を利用料金として指定管理者に納付し、又は前条第2項の規定により定められた（同条第4項において読み替えて準用する第14条の規定に基づき減額したときを含む。）観覧料（団体の場合にあっては、その合計額）の9割に相当する金額を観覧料として県に納付しなければならない。

（1） 旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行業者

（2） 知事が別に定める者

（損害賠償義務）

第18条 博物館を利用する者又は指定管理者は、故意又は過失により博物館の資料等、施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を知事の認定に基づき賠償しなければならない。

（指定管理者が行う業務）

第19条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第5条に規定する施設の利用の許可等、第6条に規定する写真等の撮影等の許可等、第7条に規定する資料等の撮影等の許可等、第10条に規定する許可の取消し等その他の施設の利用、写真等の撮影等又は資料等の撮影等の許可に関する業務
- (2) 第12条に規定する利用料金の收受、第14条に規定する利用料金の減免、第15条に規定する利用料金の還付その他の利用料金の徴収に関する業務
- (3) 博物館の資料等、施設、設備等の維持管理に関する業務
- (4) 博物館の設置の目的を達成するための事業の企画及び運営に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、博物館の設置の目的を達成するために知事が必要があると認める業務

（指定管理者の指定の申請）

第20条 第2条第2項本文の規定により指定管理者の公募を行った場合において、同条第1項に規定する指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について知事に申請しなければならない。

- (1) 前条各号に掲げる業務（以下「業務」という。）に係る事業計画書
- (2) 前号に掲げるもののほか、知事が特に必要なものとして規則で定める書類

（指定管理者の指定等）

第21条 知事は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定するものとする。

- (1) 前条第1号の事業計画書（以下この項において「事業計画書」という。）による博物館の管理が県民の平等利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が博物館の効用を最大限に發揮させるとともに、その業務に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った業務を安定して行う物的能力及び人的能力を有しており、又は確保することができるものであること。
- (4) 事業計画書による業務の実施により、博物館の設置の目的を達成することができるものであること。
- (5) 博物館の設置の目的を理解し、県との連携が十分に図られるものであること。

2 知事は、第2条第2項ただし書の規定に基づき又は前項の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。

3 指定管理者は、その名称、主たる事務所の所在地その他規則で定める事項に変更があったときは、遅滞な

く、その旨を知事に届け出なければならない。

(事業報告書の作成及び提出)

第22条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において、第24条第1項の規定に基づき指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(1) 業務の実施状況並びに観覧者及び利用者の利用等の状況

(2) 利用料金の徴収の実績

(3) 業務に係る経費等の収支状況

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による博物館の管理の実態を把握するために知事が必要があると認めるもの

(業務報告の聴取等)

第23条 知事は、博物館の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、業務及びその経理の状況に関し定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第24条 知事は、指定管理者が前条の規定に基づく指示に従わないときその他指定管理者による管理を継続することが適當でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定に基づき指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、県は、賠償責任を負わない。

(指定等の告示)

第25条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その旨を告示するものとする。

(1) 第21条第2項の規定による指定をしたとき。

(2) 第21条第3項の規定による名称又は主たる事務所の所在地の変更に係る届出があったとき。

(3) 前条第1項の規定に基づき指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

(原状回復義務)

第26条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は第24条第1項の規定に基づき指定を取り消され、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった博物館の施設、設備等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、知事の承認を得たときは、この限りでない。

(秘密保持義務)

第27条 指定管理者又は業務に従事している者は、高知県個人情報保護条例（平成13年高知県条例第2号）の

規定を遵守し、個人情報を保護するとともに、業務に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は業務に従事している者がその職務を退いた後においても、同様とする。

(委任)

第28条 この条例に定めるもののほか、博物館の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日（平成28年規則第77号で、平成29年3月4日とする。）から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、第2条、第18条、第19条（第3号及び第5号に係る部分に限る。）及び第20条から第27条までの規定は平成28年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第2条第1項に規定する指定管理者の指定及び当該指定に関し必要なその他の行為、第5条から第7条までの規定による利用等の許可等並びに第13条の規定による利用料金の承認等は、この条例の施行の日前においても、第20条及び第21条並びに第3条ただし書、第4条第2項及び第3項並びに第25条（第3号に係る部分を除く。）、第5条から第7条まで及び第10条並びに第13条、第14条及び第15条ただし書の規定の例により行うことができる。

(高知県収入証紙条例の一部改正)

3 高知県収入証紙条例（昭和39年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

別表第1（第13条、第16条関係）

区分	基準額		
	1人1回につき		1人年額
	常設展	常設展	企画展
18歳以上の者（高等学校の生徒その他これに準ずる者を除く。）	460円		1,820円

備考 20人以上の団体である場合の常設展に係る1人1回当たりの基準額は、この表の規定にかかわらず、この表に規定する常設展に係る1人1回当たりの基準額に0.8を乗じて得た額（当該額に10円未満の端数を生じたときは、当該端数を切り捨てる。）とする。

別表第2（第13条、第16条関係）

1 ホール等に係る基準額

区分	基準額		
	基本利用料金		時間外利用料金 (1時間につき)
	午前	午後	
ホール	5,790円	9,650円	9,650円
実習室	3,690円	6,150円	6,150円
和室	4,350円	7,250円	7,250円

備考

1 この表において、「午前」とは午前9時から正午ま

- での間を、「午後」とは正午から午後5時までの間を、「夜間」とは午後5時から午後10時までの間をいう。
- 2 この表の「時間外利用料金」には、第3条に規定する休館日に利用施設を利用する場合の基準額を含むものとする。
 - 3 時間外利用料金の計算において、時間外の利用時間が1時間未満であるとき又は時間外の利用時間に1時間未満の端数があるときは、当該利用時間又は当該端数を1時間として計算する。
 - 4 利用料金の計算の対象となる利用時間には、専ら利用者の本来の利用目的に利用施設を利用する時間のほか、その準備及び後片付け等に要する時間を含むものとする。ただし、当該利用施設を引き続き2日以上にわたって利用する場合においては、単に持込み品等を保管するだけのために利用するその間の午後10時から翌日の午前9時までの時間は、含まないものとする。

2 特別展示室に係る基準額

区分	基準額	
	基本利用料金 (午前9時から午後6時まで)	時間外利用料金 (1時間につき)
特別展示室	30,840円	3,420円

備考

- 1 この表の「時間外利用料金」には、第3条に規定する休館日又は日曜日の午前8時から午前9時までの間に利用施設を利用する場合の基準額を含むものとする。
- 2 時間外利用料金の計算において、時間外の利用時間が1時間未満であるとき又は時間外の利用時間に1時間未満の端数があるときは、当該利用時間又は当該端数を1時間として計算する。
- 3 利用料金の計算の対象となる利用時間には、専ら利用者の本来の利用目的に利用施設を利用する時間のほか、その準備及び後片付け等に要する時間を含むものとする。ただし、当該利用施設を引き続き2日以上にわたって利用する場合においては、単に展示品等を保管するだけのために利用するその間の午後6時から翌日の午前9時まで（翌日が日曜日の場合は、午前8時まで）の時間は、含まないものとする。

3 附属設備に係る基準額

規則で定める額

別表第3（第13条、第16条関係）

- 1 展示区画（特別展示室を除く。）に係る計算単位当たりの基準額

区分	計算単位	計算単位当たりの基準額	
		基本利用料金 (午前9時から 午後6時まで)	時間外利用料金 (1時間につき)
展示区画（特別 展示室を除く。）	許可面積 1平方メートル	140円	16円

備考

- 1 この表の「時間外利用料金」には、第3条に規定する休館日又は日曜日の午前8時から午前9時までの間に利用施設を利用する場合の計算単位当たりの基準額を含むものとする。
- 2 時間外利用料金の計算において、時間外の利用時間が1時間未満であるとき又は時間外の利用時間に1時間未満の端数があるときは、当該利用時間又は当該端数を1時間として計算する。
- 3 許可面積が1平方メートル未満であるとき又は許可面積に1平方メートル未満の端数があるときは、当該許可面積又は当該端数を1平方メートルとして計算する。
- 4 利用料金の計算の対象となる利用時間には、専ら利用者の本来の利用目的に利用施設を利用する時間のほか、その準備及び後片付け等に要する時間を含むものとする。ただし、当該利用施設を引き続き2日以上にわたって利用する場合においては、単に展示品等を保管するだけのために利用するその間の午後6時から翌日の午前9時まで（翌日が日曜日の場合は、午前8時まで）の時間は、含まないものとする。

2 業として行う写真の撮影等に係る計算単位当たりの基準額

区分	計算単位	計算単位当たりの基準額
業として行う写真の撮影	撮影者1人	1日につき 860円
業として行う映画の撮影	撮影機1台	1時間につき 1,720円
博物館の設置の目的に 関連する催物の開催	許可面積 1平方メートル	1日につき 20円
資料等の撮影、複写、模 写、模造等（営利を目的 とするものに限る。）	1点	4,910円

備考

- 1 写真の撮影若しくは催物の開催の期間が1日未満であるとき又は写真の撮影若しくは催物の開催の期間に1日未満の端数があるときは、当該期間又は当該端数を1日として計算する。
- 2 映画の撮影の時間が1時間未満であるとき又は映画の撮影の時間に1時間未満の端数があるときは、当該時間又は当該端数を1時間として計算する。
- 3 許可面積が1平方メートル未満であるとき又は許可面積に1平方メートル未満の端数があるときは、当該許可面積又は当該端数を1平方メートルとして計算する。

資料2

高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例施行規則 ※別記様式の掲載は省略する。

高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

○高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例施行規則

(平成27年10月13日規則第70号)

改正 平成28年11月29日規則第78号

高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例（平成27年高知県条例第51号。以下「条例」という。）の規定に基づき、高知県立高知城歴史博物館（以下「博物館」という。）の管理に関する必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成28年条例78号〕

(利用の許可の申請)

第2条 条例第5条第1項の利用施設（同項に規定する利用施設をいう。以下同じ。）の利用の許可（以下「利用の許可」という。）を受けようとする者は、条例第2条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に対して、指定管理者が定める利用許可申請書を提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、博物館の管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、利用の許可を受けようとする者は、知事に対して、別記第1号様式による利用許可申請書を提出しなければならない。

3 前2項の規定による申請は、当該利用を開始する日の1年前から1月前までの間にこれをしなければならない。ただし、指定管理者（博物館の管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、知事。次条第1項、第4条第1項及び第2項、第5条第1項、第6条第1項及び第2項、第7条第1項から第3項まで、第8条第1項、第9条第1項及び第3項、第10条第1項及び第4項ただし書、第11条ただし書、第20条ただし書、第21条ただし書並びに第22条において同じ。）が特に認めたときは、この限りでない。

追加〔平成28年条例78号〕

(利用許可書の交付等)

第3条 指定管理者は、前条第1項又は第2項の規定による申請があった場合において、利用の許可をするときは指定管理者が定める利用許可書を当該申請をした者に交付し、利用の許可をしないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

2 知事が交付する前項の利用許可書は、別記第2号様式によるものとする。

追加〔平成28年条例78号〕

(利用の取消しの届出等)

第4条 利用の許可を受けた者は、当該利用施設の利用

を取り消すときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

2 条例第5条第1項の利用の許可を受けた事項の変更の許可（以下「利用の変更の許可」という。）を受けようとする者は、指定管理者に対して、指定管理者が定める利用等変更許可申請書を提出しなければならない。

3 知事に対して提出する前項の利用等変更許可申請書は、別記第3号様式によるものとする。

追加〔平成28年条例78号〕

(利用等変更許可書の交付等)

第5条 指定管理者は、前条第2項の規定による申請があつた場合において、利用の変更の許可をするときは指定管理者が定める利用等変更許可書を当該申請をした者に交付し、利用の変更の許可をしないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

2 知事が交付する前項の利用等変更許可書は、別記第4号様式によるものとする。

追加〔平成28年条例78号〕

(写真等の撮影等の許可の申請等)

第6条 条例第6条の写真等の撮影等の許可（以下「写真等の撮影等の許可」という。）を受けようとする者は、指定管理者に対して、指定管理者が定める写真等撮影等許可申請書をあらかじめ提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による申請があつた場合において、写真等の撮影等の許可をするときは指定管理者が定める写真等撮影等許可書を当該申請をした者に交付し、写真等の撮影等の許可をしないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

3 知事に対して提出する第1項の写真等撮影等許可申請書は別記第5号様式に、知事が交付する前項の写真等撮影等許可書は別記第6号様式によるものとする。

追加〔平成28年条例78号〕

(写真等の撮影等の取りやめの届出等)

第7条 写真等の撮影等の許可を受けた者は、当該撮影等を取りやめるときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

2 条例第6条の写真等の撮影等の許可を受けた事項の変更の許可（次項において「写真等の撮影等の変更の許可」という。）を受けようとする者は、指定管理者に対して、指定管理者が定める利用等変更許可申請書を提出しなければならない。

3 指定管理者は、前項の規定による申請があつた場合において、写真等の撮影等の変更の許可をするときは指定管理者が定める利用等変更許可書を当該申請をした者に交付し、写真等の撮影等の変更の許可をしないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

4 知事に対して提出する第2項の利用等変更許可申請書は別記第3号様式に、知事が交付する前項の利用等変更許可書は別記第4号様式によるものとする。

追加〔平成28年条例78号〕

(資料等の撮影等の許可の申請)

第8条 条例第7条第1項の博物館の資料等の撮影、複写、模写、模造等の許可（以下「資料等の撮影等の許可」という。）を受けようとする者は、指定管理者に対して、指定管理者が定める資料等撮影等許可申請書をあらかじめ提出しなければならない。ただし、指定管理者が特に認めたときは、この限りでない。

2 知事に対して提出する前項の資料等撮影等許可申請書は、別記第7号様式によるものとする。

追加〔平成28年条例78号〕

(資料等撮影等許可書の交付等)

第9条 指定管理者は、前条第1項の規定による申請があつた場合において、資料等の撮影等の許可をするときは指定管理者が定める資料等撮影等許可書を当該申請をした者に交付し、資料等の撮影等の許可をしないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

2 知事が交付する前項の資料等撮影等許可書は、別記第8号様式によるものとする。

3 資料等の撮影等の許可を受けた者は、当該資料等の撮影、複写、模写、模造等を取りやめるときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

追加〔平成28年条例78号〕

(利用料金等の納付の時期等)

第10条 博物館が展示する資料等を観覧する者（以下「観覧者」という。）又は利用の許可を受けた者は、条例第11条の規定による利用料金又は条例第16条第1項の規定による観覧料若しくは使用料を、観覧の際は指定管理者が定める観覧券と引換えに、又は第3条第1項の利用許可書若しくは第5条第1項の利用変更許可書の交付を受ける際に納付しなければならない。ただし、指定管理者が特に認めたときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、条例第17条各号に掲げる者の取扱いによる観覧については、観覧の後に、利用料金として指定管理者に納付し、又は観覧料として県に納付することができる。

3 知事が交付する第1項の観覧券の様式は、観覧者が個人である場合にあっては別記第9号様式又は別記第10号様式に、20人以上の団体である場合にあっては別記第11号様式によるものとする。ただし、年額の場合にあっては別記第12号様式に、条例第17条各号に掲げる者が取り扱う場合にあっては別記第13号様式によるものとする。

4 観覧券の交付は、午後5時30分までとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

追加〔平成28年条例78号〕

第11条 写真等の撮影等の許可を受けた者又は資料等の撮影等の許可を受けた者（営利を目的とする資料等の撮影等に係るものに限る。）は、条例第11条の規定による利用料金又は条例第16条第1項の規定による使用

料を第6条第2項の写真等撮影等許可書若しくは第7条第3項の利用等変更許可書又は第9条第1項の資料等撮影等許可書の交付を受ける際に納付しなければならない。ただし、指定管理者が特に認めたときは、この限りでない。

追加〔平成28年条例78号〕

(利用料金等の納付を要しない観覧者)

第12条 条例第11条ただし書の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 身体障害者手帳を所持する者
- (2) 療育手帳を所持する者
- (3) 精神障害者保健福祉手帳を所持する者
- (4) 戰傷病者手帳を所持する者
- (5) 被爆者健康手帳を所持する者
- (6) 高知市長が交付する高知市長寿手帳を所持する65歳以上の者
- (7) 第1号から第5号までに掲げる者（以下この号において「身体障害者等」という。）を直接介護し、又は介助するために必要な者（身体障害者等1人につき1人とし、当該身体障害者等と同時に博物館に入館する場合に限る。）

追加〔平成28年条例78号〕

(利用料金の承認の申請)

第13条 指定管理者は、条例第13条第1項の規定により利用料金の額を定めようとするときは、知事に対して、別記第14号様式による利用料金承認申請書を提出しなければならない。

2 指定管理者は、条例第13条第2項の規定により知事の承認を得た利用料金の額を変更しようとするときは、知事に対して、別記第15号様式による利用料金変更承認申請書を提出しなければならない。

追加〔平成28年条例78号〕

(附属設備に係る基準額)

第14条 消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を加えることとなる条例別表第2の3の規則で定める額は、別表に定めるとおりとする。

追加〔平成28年条例78号〕

(観覧料及び使用料の額)

第15条 条例第16条第2項及び第3項の規則で定める観覧料及び使用料の額は、知事が別に定める。

追加〔平成28年条例78号〕

(観覧料及び使用料の減免の申請等)

第16条 条例第16条第4項において読み替えて準用する条例第14条の規定に基づき観覧料を減額し、又は免除する必要があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとし、減額する場合の当該額は、知事が別に定める。

- (1) 県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は特別支援学校の児童又は生徒の引率者が、教育課程に基づく教科学習の一環として観覧するとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、知事が特に必要があると認めたとき。
- 2 条例第16条第4項において読み替えて準用する条例第14条の規定に基づき使用料を減額し、又は免除する必要があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとし、減額する場合の当該額は、知事が別に定める。
- (1) 国、地方公共団体又はその他の公共的団体が、県若しくは教育委員会と共に催し、又は県若しくは教育委員会の後援を受けて展覧会等を開催する場合で、知事が必要があると認めたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、知事が特に必要があると認めたとき。
- 3 条例第16条第4項において読み替えて準用する条例第14条の規定に基づき観覧料の減額又は免除を受けようとする者は、知事に対して、別記第16号様式による観覧料減額（免除）承認申請書をあらかじめ提出しなければならない。
- 4 条例第16条第4項において読み替えて準用する条例第14条の規定に基づき使用料の減額又は免除を受けようとする者は、知事に対して、別記第17号様式による使用料減額（免除）承認申請書を第2条第2項の利用許可申請書、第6条第1項の写真等撮影等許可申請書若しくは第8条第1項の資料等撮影等許可申請書又は第4条第2項若しくは第7条第2項の利用等変更許可申請書とともに提出しなければならない。
- 5 知事は、前2項の規定による申請があった場合において、観覧料又は使用料の減額又は免除を承認するときは別記第18号様式による観覧料減額（免除）承認通知書又は別記第19号様式による使用料減額（免除）承認通知書を当該申請をした者に交付し、承認しないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。
- 追加〔平成28年条例78号〕
(観覧料及び使用料の還付の請求等)
- 第17条** 条例第16条第4項において読み替えて準用する条例第15条ただし書の規定に基づき観覧料又は使用料を還付する特別の理由があると認めるときは次の各号のいずれかに該当するときとし、当該還付する観覧料又は使用料の額は当該各号に定める額とする。
- (1) 災害その他の不可抗力により博物館が展示する資料等の観覧若しくは利用施設の利用ができなくなった場合又は県若しくは指定管理者の都合により利用の許可、写真等の撮影等の許可若しくは資料等の撮影等の許可を取り消した場合 既納又は過納となる観覧料又は使用料の額に相当する額
- (2) 利用施設の利用の取消しの届出又は利用の変更

- の許可の申請が当該利用を開始する日の2月前までにあった場合 既納又は過納となる使用料（附属設備の使用料を除く。）の額の2分の1に相当する額及び既納又は過納となる附属設備の使用料の額に相当する額
- (3) 利用施設の利用の取消しの届出又は利用の変更の許可の申請が当該利用を開始する日の2月前に当たる日の翌日から当該利用を開始する日の前日までの間にあった場合 既納又は過納となる附属設備の使用料の額に相当する額
- (4) 使用料を納付した後当該利用等を開始する日の前日までに使用料の減額又は免除を承認した場合 既納又は過納となる使用料の額に相当する額
- 2 条例第16条第4項において読み替えて準用する条例第15条ただし書の規定に基づき観覧料の還付を受けようとする者は、観覧券を提示した上で、知事に対して、別記第20号様式による観覧料還付請求書を提出しなければならない。
- 3 条例第16条第4項において読み替えて準用する条例第15条ただし書の規定に基づき使用料の還付を受けようとする者は、知事に対して、別記第21号様式による使用料還付請求書を提出しなければならない。
- 4 知事は、前2項の規定による請求があった場合において、観覧料の還付を決定したときは観覧券と引換えに観覧料を還付し、還付をしないときはその旨を当該請求をした者に通知し、使用料の還付を決定したときは別記第22号様式による使用料還付決定通知書を当該請求をした者に交付し、還付をしないときはその旨を当該請求をした者に通知するものとする。
- 追加〔平成28年条例78号〕
(入館の制限)
- 第18条** 知事又は指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めた者に対して、博物館への入館を拒み、又は博物館からの退去を命ずることができる。
- (1) 博物館の資料等、施設、設備等を汚損し、又は損壊するおそれのある者
- (2) 他の博物館を利用する者(以下「利用者」という。)に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある者
- (3) 騒じよう又は示威にわたる行為をする者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、博物館の関係職員の指示に従わない者
- 追加〔平成28年条例78号〕
(管理上の立入り)
- 第19条** 利用者は、博物館の関係職員が博物館の施設、設備等の管理その他職務上の必要があつて当該利用に係る利用施設に立ち入る場合は、これを拒むことができない。
- 追加〔平成28年条例78号〕
(設備の制限)
- 第20条** 利用者は、博物館の施設に特別の設備をし、又

は設備に変更を加えてはならない。ただし、指定管理者の許可を受けたときは、この限りでない。

追加〔平成28年条例78号〕

(原状回復義務)

第21条 利用者は、利用施設の利用が終わったとき又は条例第10条第1項の規定に基づき利用の許可を取り消され、若しくは利用を停止させられたときは、直ちに当該利用に係る施設、設備等を原状に回復し、博物館の関係職員の点検を受けなければならない。ただし、指定管理者が特に認めたときは、この限りでない。

追加〔平成28年条例78号〕

(汚損等の届出)

第22条 利用者は、博物館の資料等、施設、設備等を汚損し、又は損壊したときは、直ちに指定管理者に届け出て、その指示を受けなければならない。

追加〔平成28年条例78号〕

(寄贈又は寄託)

第23条 博物館に資料等を寄贈し、又は寄託しようとする者は、知事に対して、別記第23号様式による資料等寄贈（寄託）申込書を提出するものとする。

2 知事は、前項の規定による申込みを承諾したときは、その旨を当該申込みをした者に通知するものとする。

3 知事は、資料等の引渡しを受けたときは、別記第24号様式による資料等受領書を第1項の規定による申込みをした者に交付するものとする。

追加〔平成28年条例78号〕

(指定管理者の指定の申請に必要な書類等)

第24条 条例第20条の規則で定める申請書は、別記第25号様式によるものとする。

一部改正〔平成28年条例78号〕

2 条例第20条第2号の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 条例第19条各号に掲げる業務に係る収支予算書

(2) 定款、規約その他これらに類する書類

(3) 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては当該団体の代表者の住民票の写し

(4) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類

(5) 前各号に掲げる書類のほか、知事が必要があると認める書類

3 条例第21条第3項の規則で定める事項は、指定管理者の代表者の氏名とする。

一部改正〔平成28年条例78号〕

(雑則)

第25条 この規則に定めるもののほか、博物館の管理に關し必要な事項は、知事が別に、又は指定管理者が知事の承認を得て定める。

追加〔平成28年条例78号〕

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為として行う指定管理者の指定の申請に必要な書類)

2 条例附則第2項の規定に基づき条例の施行の日前において行う指定管理者の指定の申請に必要な書類については、第2条第1項及び第2項の規定の例による。

附 則（平成28年11月29日規則第78号）

(施行期日)

1 この規則は、平成29年3月4日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為として行う申請等に必要な書類)

2 条例附則第2項の規定に基づき条例の施行の日前において行う利用等の許可等及び利用料金の承認等の申請に必要な書類については、この規則による改正後の高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例施行規則第2条第1項、第3条第1項、第4条第2項、第5条第1項、第6条第1項及び第2項、第7条第2項及び第3項、第8条第1項並びに第9条第1項並びに第13条の規定の例による。

別表（第14条関係）

附属設備名	単位	基準額			
		基本利用料金			時間外利用料金 (1時間につき)
		午前	午後	夜間	
天井プロジェクター	1式	1,320円	2,200円	2,200円	440円
プロジェクター	1式	390円	650円	650円	130円
電動昇降スクリーン	1張	270円	450円	450円	90円
ダイナミックマイク	1本	60円	100円	100円	20円
ワイヤレスマイク	1本	120円	200円	200円	40円
演台	1台	210円	350円	350円	70円
花台	1台	150円	250円	250円	50円
P Aセット (アンプ1台、スピーカー2台、ダイナミックマイク1本、ワイヤレスマイク2本)	1式	960円	1,600円	1,600円	320円

備考

1 この表において、「午前」とは午前9時から正午までの間を、「午後」とは正午から午後5時までの間を、「夜間」とは午後5時から午後10時までの間をいう。

2 時間外利用料金の計算において、時間外の利用時間が1時間未満であるとき又は時間外の利用時間に1時間未満の端数があるときは、当該利用時間又は当該端数を1時間として計算する。

3 この表に定めのない附属設備に係る基準額は、その都度知事が定める。	高知県立高知城歴史博物館年間観覧券 [別紙参照]
4 消耗器材費及び附属設備の利用に係る特別の労力を要する費用は、この表の基準額には含まないものとする。	追加〔平成28年条例78号〕
追加〔平成28年条例78号〕	第13号様式（第10条関係）
別記第1号様式（第2条関係）	高知県立高知城歴史博物館観覧券 [別紙参照]
高知県立高知城歴史博物館利用施設利用許可申請書 [別紙参照]	追加〔平成28年条例78号〕
追加〔平成28年条例78号〕	第14号様式（第13条関係）
高知県立高知城歴史博物館利用施設利用許可書 [別紙参照]	高知県立高知城歴史博物館利用料金承認申請書 [別紙参照]
追加〔平成28年条例78号〕	追加〔平成28年条例78号〕
第2号様式（第3条関係）	第15号様式（第13条関係）
高知県立高知城歴史博物館利用施設利用許可書 [別紙参照]	高知県立高知城歴史博物館利用料金変更承認申請書 [別紙参照]
追加〔平成28年条例78号〕	追加〔平成28年条例78号〕
第3号様式（第4条、第7条関係）	第16号様式（第16条関係）
高知県立高知城歴史博物館利用等変更許可申請書 [別紙参照]	高知県立高知城歴史博物館観覧料減額（免除）承認申請書 [別紙参照]
追加〔平成28年条例78号〕	追加〔平成28年条例78号〕
第4号様式（第5条、第7条関係）	第17号様式（第16条関係）
高知県立高知城歴史博物館利用等変更許可書 [別紙参照]	高知県立高知城歴史博物館使用料減額（免除）承認申請書 [別紙参照]
追加〔平成28年条例78号〕	追加〔平成28年条例78号〕
第5号様式（第6条関係）	第18号様式（第16条関係）
高知県立高知城歴史博物館写真等撮影等許可申請書 [別紙参照]	高知県立高知城歴史博物館観覧料減額（免除）承認通知書 [別紙参照]
追加〔平成28年条例78号〕	追加〔平成28年条例78号〕
第6号様式（第6条関係）	第19号様式（第16条関係）
高知県立高知城歴史博物館写真等撮影等許可書 [別紙参照]	高知県立高知城歴史博物館使用料減額（免除）承認通知書 [別紙参照]
追加〔平成28年条例78号〕	追加〔平成28年条例78号〕
第7号様式（第8条関係）	第20号様式（第17条関係）
高知県立高知城歴史博物館資料等撮影等許可申請書 [別紙参照]	高知県立高知城歴史博物館観覧料還付請求書 [別紙参照]
追加〔平成28年条例78号〕	追加〔平成28年条例78号〕
第8号様式（第9条関係）	第21号様式（第17条関係）
高知県立高知城歴史博物館資料等撮影等許可書 [別紙参照]	高知県立高知城歴史博物館使用料還付請求書 [別紙参照]
追加〔平成28年条例78号〕	追加〔平成28年条例78号〕
第9号様式（第10条関係）	第22号様式（第17条関係）
高知県立高知城歴史博物館観覧券 [別紙参照]	高知県立高知城歴史博物館使用料還付決定通知書 [別紙参照]
追加〔平成28年条例78号〕	追加〔平成28年条例78号〕
第10号様式（第10条関係）	第23号様式（第23条関係）
高知県立高知城歴史博物館観覧券 [別紙参照]	資料等寄贈（寄託）申込書 [別紙参照]
追加〔平成28年条例78号〕	追加〔平成28年条例78号〕
第11号様式（第10条関係）	第24号様式（第23条関係）
高知県立高知城歴史博物館観覧券 [別紙参照]	資料等受領書 [別紙参照]
追加〔平成28年条例78号〕	
第12号様式（第10条関係）	

追加〔平成28年条例78号〕

第25号様式（第24条関係）

指定管理者指定申請書

〔別紙参照〕

一部改正〔平成28年条例78号〕

高知県立高知城歴史博物館 年報
第9号
令和6年度

発行日 令和7(2025)年8月28日
編集・発行 公益財団法人士佐山内記念財団
〒780-0842 高知市追手筋2丁目7番5号
TEL 088-871-1600
FAX 088-871-1619
<https://www.kochi-johaku.jp/>
印 刷 共和印刷株式会社

